

第3章 安定性の確保に関する検証

1. 検証の観点

公的年金制度は、国民の老後の生活設計の柱であり、長期にわたって確実な所得保障が行えるよう、安定した財政運営が求められる。各制度では、給付内容や被保険者の動向、前提条件などの見直しを行い、将来にわたり財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも5年に一度、財政再計算（厚生年金及び国民年金は次回より「財政の現況及び見通しの作成」）を行っているが、このような財政再計算とは別に、制度横断的に財政の分析、評価を行い、公的年金制度の安定性の確保について検証を行う必要がある。

年金制度の安定性については、旧年金数理部会で行われた前回の平成11年財政再計算に基づく財政検証時には、「各制度の保険料率が急激に引き上げられたり、負担可能な水準を超えることなく保険料収入が確保され、各制度の年金給付が将来にわたり確実に支払われること」という考え方にに基づき検証が行われた。しかしながら、今回の平成16年財政再計算では、厚生年金及び国民年金において、従来の方式から「保険料水準を先に決め、マクロ経済スライドで給付水準を調整することにより財政の均衡を保つ方式」である「保険料水準固定方式」に変わったため、これまでとは異なる観点で検証する必要がある。

また、共済年金は、従来と同様、「給付が厚生年金の給付設計に準拠する形で先に決まり、財政の均衡を保つよう必要な保険料率が後から定まる方式」（以下、「給付先決め方式」という。）である。厚生年金に準拠し、厚生年金と同一のマクロ経済スライドを適用することとされたため、マクロ経済スライドを通じて厚生年金の財政の影響を大きく受けるようになった。このため、厚生年金において財政の安定性を確保することが、各共済年金の財政の安定性を確保する上でも非常に重要な要素になっている。

これらのことを踏まえ、今回の平成16年財政再計算に基づく財政検証においては、年金制度の安定性の確保に関して、以下のような観点から検証する。

《観点A（保険料水準固定方式の場合）》

給付水準が急激に引き下げられるおそれや、老後の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと

《観点B（給付先決め方式の場合）》

保険料率が急激に引き上げられるおそれや、負担が過大なものとなるおそれのないこと

2. 給付水準と保険料率

①給付水準の将来見通し

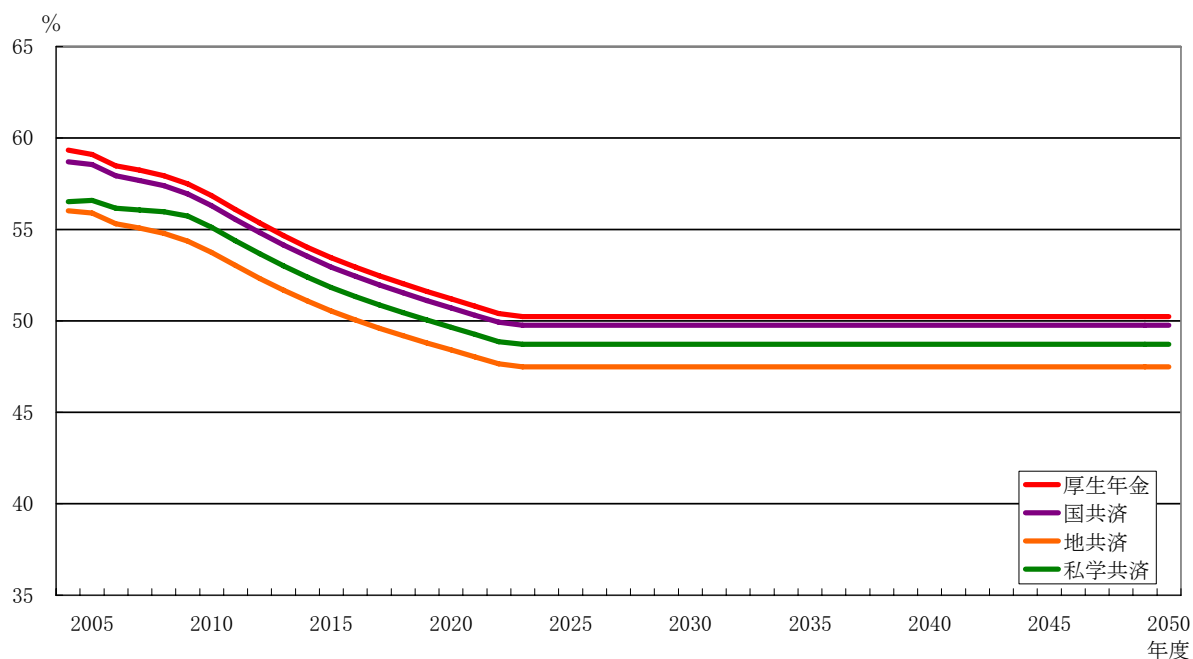
平成16年改正では、厚生年金の給付水準の指標として標準的な年金の所得代替率が用いられ、老後生活の基本的部分を支える給付水準を確保するため、この所得代替率が年金を受け取り始める時点（65歳）で50%を上回るものとされた。そこで、保険料水準固定方式の場合の観点Aに照らして給付水準をみる際においても、標準的な年金の所得代替率で評価することとする。

また、共済年金については、給付先決め方式のため、基本的には観点Bから安定性を検証することになるが、厚生年金と同一のマクロ経済スライドによる給付水準調整が行われる給付設計となっているため、参考までに給付水準についてもみておくこととする。

ここで、標準的な年金としては、厚生年金での考え方に準拠し、夫が当該制度の平均賃金で40年間働き、妻が40年間専業主婦である場合の「夫婦二人の年金月額」（＝夫婦二人の基礎年金額と夫の報酬比例年金額（職域部分を含む。）の合計）を用いることとする。所得代替率は、「夫婦二人の年金月額」の「現役（男子）の平均手取り年収（月額換算）」に対する比率である。

各制度の標準的な年金の年金を受け取り始める時点における所得代替率の将来見通しは、図表3-2-1及び図表3-2-2に示すとおりである。

（図表3-2-1）各制度の標準的な年金の所得代替率の将来見通し



注1：各制度の標準的な年金としては、夫が当該制度の平均賃金で40年間働き、妻が40年間専業主婦である場合の「夫婦二人の年金」を用いており、共済年金は職域部分を含んでいる。

注2：所得代替率は、「夫婦二人の年金月額」の「現役（男子）の平均手取り年収（月額換算）」に対する比率である。

注3：年金を受け取り始める時点（65歳）における所得代替率である。

(図表 3-2-2) 各制度の標準的な年金の所得代替率の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
2004	59.3	58.7	56.0	56.5
2010	56.8	56.3	53.7	55.1
2015	53.5	52.9	50.5	51.8
2020	51.2	50.7	48.4	49.7
2023	50.2	49.8	47.5	48.7
2025	50.2	49.8	47.5	48.7
2030	50.2	49.8	47.5	48.7
2035	50.2	49.8	47.5	48.7
2040	50.2	49.8	47.5	48.7
2045	50.2	49.8	47.5	48.7
2050	50.2	49.8	47.5	48.7

注1: 各制度の標準的な年金としては、夫が当該制度の平均賃金で40年間働き、妻が40年間専業主婦である場合の「夫婦二人の年金」を用いており、共済年金は職域部分を含んでいる。

注2: 所得代替率は、「夫婦二人の年金月額」の「現役(男子)の平均手取り年収(月額換算)」に対する比率である。

注3: 年金を受け取り始める時点(65歳)における所得代替率である。

厚生年金の標準的な年金の所得代替率は、2004年度に59.3%であるものが、マクロ経済スライドによる給付水準の自動調整により徐々に低下し、2023年度に50.2%となったところで調整が終了する見込みである。それ以降は給付水準の調整が行われなため、所得代替率は50.2%のまま推移することとなる。

この水準は厚生年金保険法における法定の下限50%を超えており、平成16年財政再計算の前提(以下「基準ケース」という。)で推移していく場合には、老後の基本的部分を支えられなくなるおそれはないものと考えられる。また、所得代替率は緩やかに低下していく見込みであり、急激な引下げとはなっていない。したがって、厚生年金について基準ケースでみれば、保険料水準固定方式の場合の観点Aに照らし、安定性が確保されているものとする。

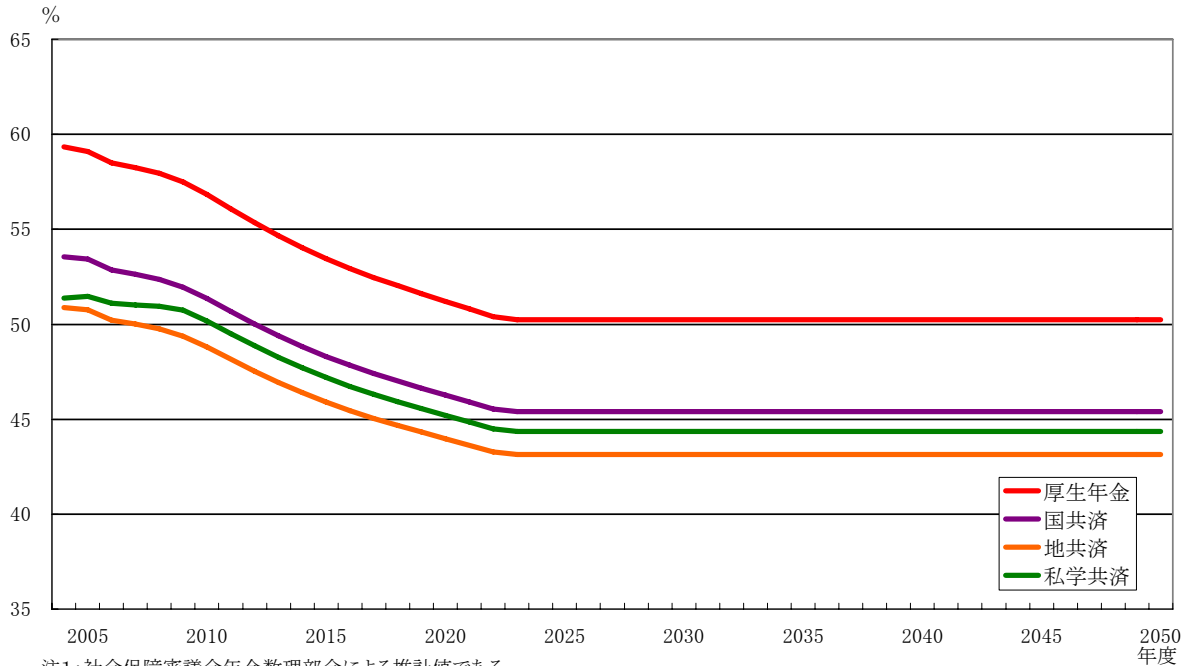
しかしながら、標準的な年金の所得代替率の見通しについては、被保険者数の動向や経済状況等により変動するものであり、社会・経済状況が想定したケースより悪化した場合には、年金財政の均衡を保つよう機械的に調整を行えば、所得代替率が50%を下回る可能性もある。ただし、この場合には、少なくとも5年ごとに行われる厚生年金の「財政の現況及び見通しの作成」において、次回の「財政の現況及び見通しの作成」までの

間に標準的な年金の所得代替率が50%を下回る事となる見込みとなった時点で、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされている。また、併せて、給付と費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずるものとされており、実際に50%を下回る給付水準になるかどうかは、その際の検討に委ねられる事となる。

標準的な年金の所得代替率については、今後の動向を注意深く見守っていく必要がある。それとともに、年金財政の安定性に大きな影響がある被保険者数や経済等の前提について複数のケースを設定し、各々のケースでの財政試算を行うことで、将来の姿を幅をもって予測しておくことも非常に重要である。こうした観点から、今回の財政検証では、前提を変更した場合の試算についても検証している（「6. 財政再計算で用いられた前提を変更した場合の影響」参照）。

一方、共済年金については給付先決め方式であるが、参考までに標準的な年金の所得代替率の見通しをみる。共済年金の標準的な年金の所得代替率は、2004年度に国共済58.7%、地共済56.0%、私学共済56.5%であるものが徐々に低下し、2023年度以降、国共済49.8%、地共済47.5%、私学共済48.7%になるものと見込まれ、厚生年金と平行に推移する。これは職域部分を含めた水準であるため、比較のために標準的な年金のうち職域部分を除いた場合の所得代替率（夫の報酬比例年金に職域部分を含めずに算出したもの）をみると（図表3-2-3、3-2-4）、2023年度以降、国共済45.4%、地共済43.1%、私学共済44.3%となっている。ここで、標準的な年金のうち職域部分を除いた場合の所得代替率が制度により異なっているのは、所得代替率を算出する際に各々の制度の現役男子の平均手取り年収を用いているためであり、純粹にモデルとした年収の違いだけに起因するものである。各制度の厚生年金相当部分の給付設計は厚生年金と同じであり、モデルとして用いる年収が同一であれば、全制度とも全く同じ所得代替率になる。したがって、各共済年金において、厚生年金のモデルと同じ平均手取り年収の場合でみてみれば、その職域部分を除いた場合の所得代替率は厚生年金と全く同じ率となり、厚生年金の基準ケースの場合と同様、将来的に50%を超える所得代替率が確保されることになる。

(図表 3-2-3) 標準的な年金のうち職域部分を除いた場合の所得代替率の将来見通し



注1: 社会保障審議会年金数理部会による推計値である。
 注2: 各制度の標準的な年金(夫が当該制度の平均賃金で40年間働き、妻が40年間専業主婦である場合の夫婦二人の年金)のうち、「夫の報酬比例年金の職域部分」を除いた額に関する所得代替率である。
 注3: 年金を受け取り始める時点(65歳)における数値である。

(図表 3-2-4) 標準的な年金のうち職域部分を除いた場合の所得代替率の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
2004	59.3	53.5	50.9	51.4
2010	56.8	51.4	48.8	50.2
2015	53.5	48.3	45.9	47.2
2020	51.2	46.3	44.0	45.2
2023	50.2	45.4	43.1	44.3
2025	50.2	45.4	43.1	44.3
2030	50.2	45.4	43.1	44.3
2035	50.2	45.4	43.1	44.3
2040	50.2	45.4	43.1	44.3
2045	50.2	45.4	43.1	44.3
2050	50.2	45.4	43.1	44.3

注1: 社会保障審議会年金数理部会による推計値である。
 注2: 各制度の標準的な年金(夫が当該制度の平均賃金で40年間働き、妻が40年間専業主婦である場合の夫婦二人の年金)のうち、「夫の報酬比例年金の職域部分」を除いた額に関する所得代替率である。
 注3: 年金を受け取り始める時点(65歳)における数値である。

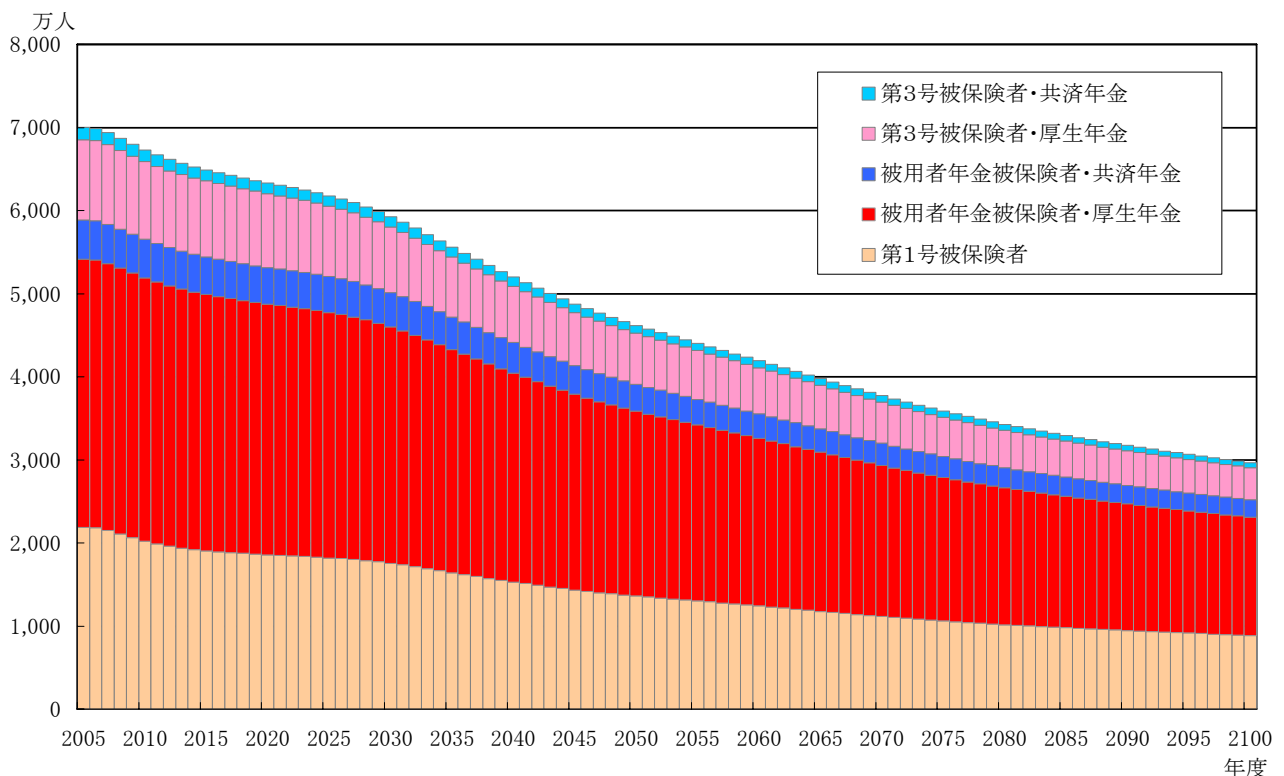
②マクロ経済スライドのスライド調整率等の将来見通し

平成16年改正で導入されたマクロ経済スライドによる給付水準の調整は、財政の均衡が図られるまでの一定期間（給付水準調整期間）、スライド調整率で年金の改定率を抑制することにより行われる。

スライド調整率は、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の2つの観点から、「公的年金の全被保険者数の減少率の実績（3年平均）」と「平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）」との合計で設定される。

そこで、スライド調整率設定の基礎となる公的年金の被保険者数の将来見通しをみると（図表3-2-5、3-2-6）、公的年金の全被保険者数は、2005年度の約7,000万人から、2025年度で約6,200万人、2050年度で約4,600万人と人口の減少とともに一貫して減少していき、2100年度には約3,000万人となる見込みである。これは、2005年度の4割強の規模であり、年金の支え手である現役世代が大幅に減少していく状況がみてとれる。

（図表3-2-5）公的年金被保険者数の将来見通し



(図表 3-2-6) 公的年金被保険者数の将来見通し

年度 (西暦)	公的年金 被保険者計 百万人	第1号 被保険者 百万人	被用者年金被保険者			第3号被保険者		
			合計 百万人	厚生年金 百万人	共済年金 百万人	合計 百万人	厚生年金 百万人	共済年金 百万人
2005	70.0	21.9	37.0	32.3	4.7	11.2	9.7	1.5
2006	69.9	21.8	37.0	32.2	4.7	11.1	9.7	1.5
2007	69.4	21.5	36.8	32.2	4.7	11.0	9.6	1.5
2008	68.7	21.1	36.7	32.0	4.7	10.9	9.5	1.4
2009	68.0	20.6	36.5	31.9	4.7	10.8	9.4	1.4
2010	67.3	20.2	36.3	31.7	4.6	10.7	9.3	1.4
2015	64.9	19.0	35.4	30.9	4.5	10.5	9.2	1.3
2020	63.3	18.6	34.6	30.2	4.4	10.2	8.9	1.3
2025	61.8	18.2	33.9	29.6	4.3	9.7	8.5	1.2
2030	59.3	17.6	32.6	28.4	4.2	9.1	7.9	1.2
2035	55.6	16.4	30.8	26.9	3.9	8.4	7.2	1.2
2040	52.0	15.3	28.8	25.1	3.7	7.9	6.8	1.1
2045	48.8	14.3	27.0	23.6	3.4	7.4	6.4	1.0
2050	46.2	13.6	25.5	22.3	3.3	7.1	6.1	0.9
2055	44.0	13.0	24.3	21.2	3.1	6.7	5.9	0.9
2060	41.9	12.4	23.1	20.2	2.9	6.4	5.6	0.8
2065	39.8	11.8	22.0	19.2	2.8	6.0	5.2	0.8
2070	37.7	11.1	20.9	18.2	2.7	5.7	5.0	0.8
2075	35.9	10.6	19.8	17.3	2.5	5.5	4.7	0.8
2080	34.3	10.2	18.9	16.5	2.4	5.2	4.5	0.7
2085	32.9	9.8	18.1	15.8	2.3	5.0	4.3	0.7
2090	31.7	9.5	17.5	15.2	2.2	4.8	4.2	0.6
2095	30.7	9.2	16.9	14.7	2.1	4.6	4.0	0.6
2100	29.7	8.9	16.3	14.2	2.1	4.5	3.9	0.6

注:厚生労働省推計の数値であり、年度間平均値である。

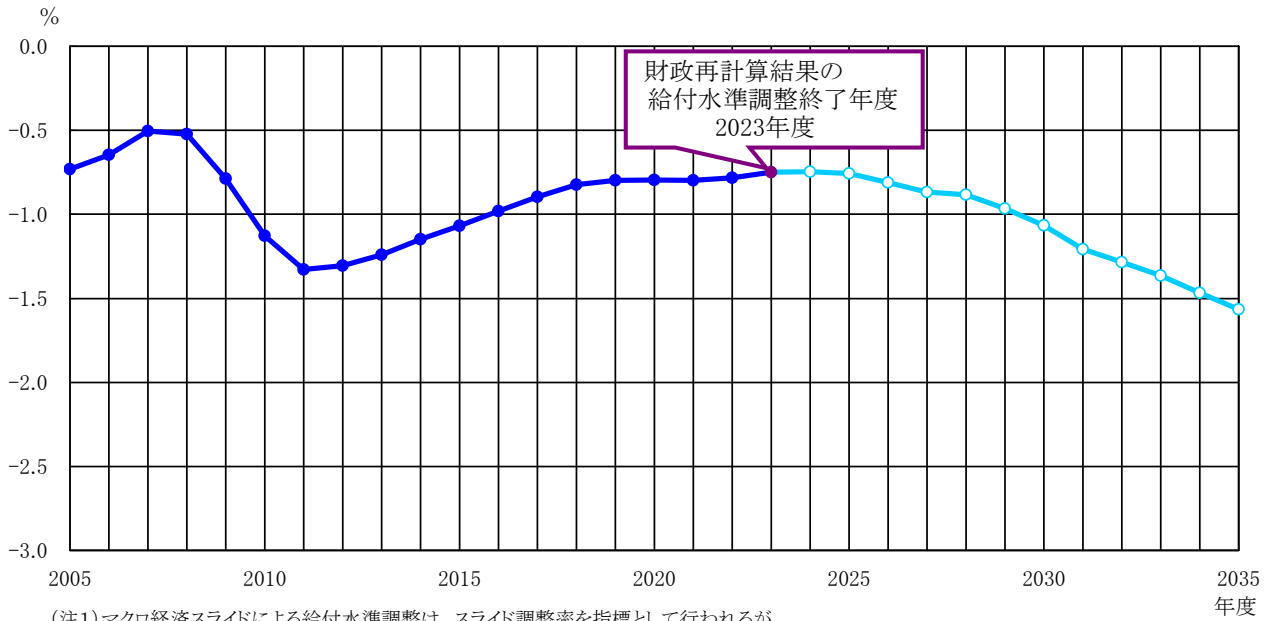
この公的年金被保険者数の将来見通しに基づいたマクロ経済スライドのスライド調整率は、図表 3-2-7 及び図表 3-2-8 のとおりである。ただし、マクロ経済スライドによる給付水準調整は、スライド調整率を指標として行われるが、

- ・ 賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
- ・ 賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることはしないこと

とされており、ここに示したスライド調整率がすべてそのまま適用されるわけではない。また、財政再計算においては、厚生年金の 2100 年度の積立度合がちょうど 1 となるように、給付水準調整終了年度のスライド調整率を調整している。したがって、例えば基準ケースにおいては、2023 年度に給付水準調整が終了する見込みであり、それ以降のスライド調整率は適用されないことになる。

スライド調整率そのものの数値は、給付水準調整が行われる見込みの 2023 年度までの間でみると、 $-0.5\% \sim -1.3\%$ 程度の水準となっている。

(図表 3-2-7) マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し



(注1) マクロ経済スライドによる給付水準調整は、スライド調整率を指標として行われるが、
 ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
 ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることとはしないこととされている。
 (注2) 財政再計算においては、2100年度の積立度合がちょうど1となるように、給付水準調整終了年度のスライド調整率を調整している。

(図表 3-2-8) マクロ経済スライドのスライド調整率の見通し

年度 (西暦)	スライド調整率
	%
2005	-0.7
2006	-0.6
2007	-0.5
2008	-0.5
2009	-0.8
2010	-1.1
2011	-1.3
2012	-1.3
2013	-1.2
2014	-1.1
2015	-1.1
2016	-1.0
2017	-0.9
2018	-0.8
2019	-0.8
2020	-0.8
2021	-0.8
2022	-0.8
2023	-0.7
2024	-0.7
2025	-0.8
2026	-0.8
2027	-0.9
2028	-0.9
2029	-1.0
2030	-1.1
2031	-1.2
2032	-1.3
2033	-1.4
2034	-1.5
2035	-1.6

(注1) マクロ経済スライドによる給付水準調整は、スライド調整率を指標として行われるが、
 ・賃金水準や物価水準が低下した場合には、給付水準調整を行わないこと
 ・賃金水準や物価水準が上昇した場合でも、機械的にスライド調整率を適用すると年金の改定率がマイナスとなる場合は、年金の名目額を引き下げることとはしないこととされている。
 (注2) 財政再計算においては、2100年度の積立度合がちょうど1となるように、給付水準調整終了年度のスライド調整率を調整している。

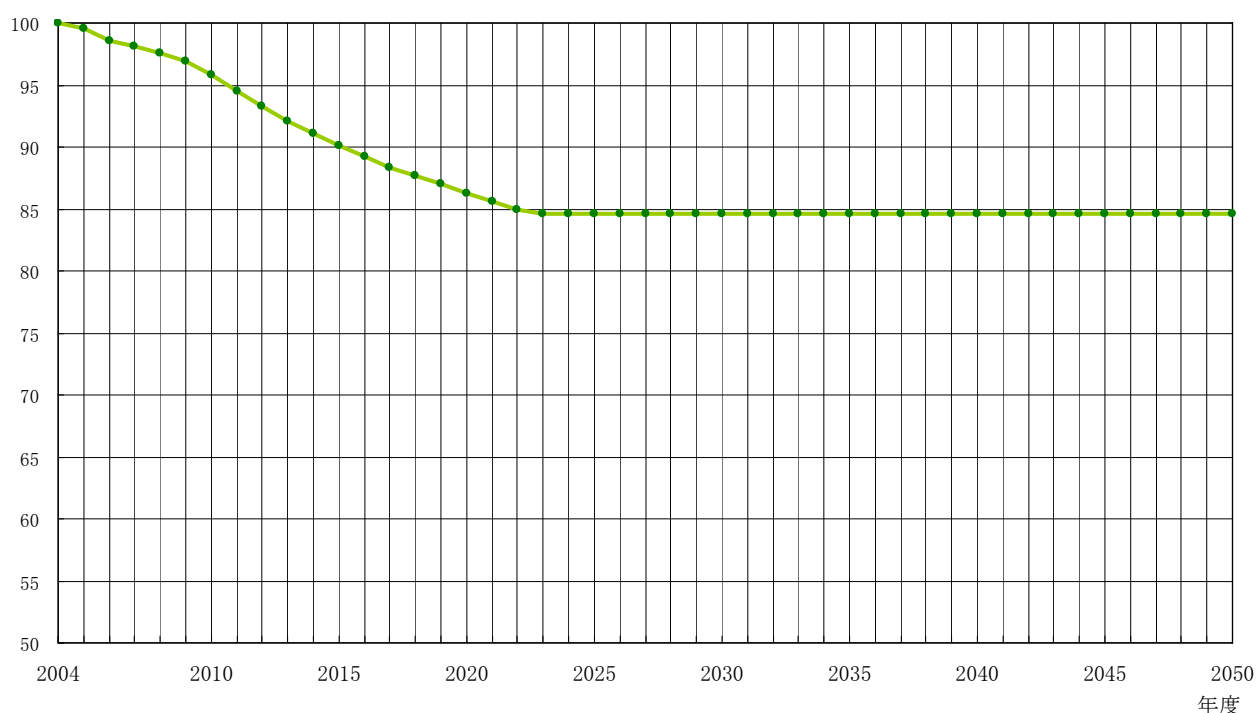
こうした給付水準調整による給付の抑制効果は、スライド調整率そのものではなく、実際に適用される実効のスライド調整率を累積することで測ることができるが、それは見方を変えると、マクロ経済スライドを織り込んで算出されている所得代替率の変化の度合をみることと同じになる。したがって、ここでは、所得代替率の変化度合をみることで、給付の抑制効果を把握することとする。

図表 3-2-9 は、2004 年度の所得代替率を 100 とした場合の指数を示したものである^注。所得代替率の指数は、2004 年度の 100 から徐々に低下していき、給付水準調整が終了する 2023 年度に約 85 となる見込みである。このことから、基準ケースの前提で推移すれば、マクロ経済スライドの結果として、最終的には給付が約 15%抑制される見込みであることがわかる。

この約 15%と見込まれる給付の抑制効果は、年金財政にとって大きなプラス要因であり、平成 16 年改正で導入されたマクロ経済スライドが、年金財政の安定性に大きく寄与しているものと考ええる。

注：マクロ経済スライドによる給付の抑制効果は全制度とも同じである。なお、ここでは厚生年金の標準的な年金の所得代替率を用いて算出した図表を掲載している。

(図表 3-2-9) 2004 年度の所得代替率を 100 とした場合の指数



③保険料率の将来見通し

給付先決め方式である共済年金について、年金制度の安定性の確保を検証するため、観点Bに照らし、最終保険料率や毎年の引上げ幅に重点を置きながら、保険料率の将来見通しをみる。なお、厚生年金及び国民年金は保険料水準固定方式であり、基本的には給付水準をみることにより観点Aから検証することとされているが、ここでは共済年金と比較するため、厚生年金及び国民年金の保険料(率)も参考としてみていくこととする。

平成16年財政再計算に基づく各制度の保険料(率)について、最終保険料(率)及びその到達年度、毎年の引上げ幅をまとめたものが図表3-2-10である。また、各制度の保険料(率)の見通し(厚生年金・国民年金は法定)は、第2章の図表2-4-3及び図表2-4-4に示したとおりである。

(図表 3-2-10) 保険料(率)の比較

		最終保険料(率)	到達年度	引上げ幅 (毎年)
厚生年金		18.3%	2017年度	0.354%
国共済+地共済	積立度合1	18.8%	2020年度	0.354% ※
	積立度合2	19.0%	2020年度	0.354% ※
	積立度合3	19.1%	2021年度	0.354% ※
	積立度合4	19.2%	2021年度	0.354% ※
私学共済		18.5%	2027年度	0.354%
国民年金		16,900円 (平成16年度価格)	2017年度	月額 280円 (平成16年度価格)

※国共済の引上げ幅は2009年まで0.129%である。(2009年以降の保険料率及びその引上げ幅は地共済と同率)

最終保険料(率)は、厚生年金が 18.3%、国共済+地共済が 18.8% (積立度合 1) ~ 19.2% (積立度合 4)、私学共済が 18.5%、国民年金が 16,900 円 (平成 16 年度価格) と見込まれており、その到達年度は、厚生年金及び国民年金 2017 年度、国共済+地共済 2020~2021 年度、私学共済 2027 年度の順となっている。

このように、最終保険料率は共済年金が厚生年金より若干高い水準になっているが、いずれの制度においても、有限均衡方式やマクロ経済スライド等が、改正前に比べ最終保険料率を低く抑える方向に寄与していると考えられ (詳細な分析は後述)、過大な負担とはなっていないものとする。

また、毎年の引上げ幅については、被用者年金が各制度とも毎年 0.354% (国共済は、2009 年 9 月に地共済と保険料率をそろえるまでの間、毎年 0.129%) と同じ幅になっており、国民年金は毎年 280 円 (平成 16 年度価格・月額) となっている。各制度とも、毎年小刻みに引き上げていく計画となっており、保険料(率)が急激に引き上げられるという状況にはなっていない。

以上のことから、各共済年金については、平成 16 年財政再計算の前提で推移していく場合には、給付先決め方式の場合の観点 B に照らし、年金制度の安定性は確保されているものとする。

ただし、給付水準の検証のところでも述べたように、年金財政の安定性に大きな影響がある被保険者数や経済等の前提について複数のケースを設定し、将来の姿を幅をもって予測しておくことが重要と考えられる。こうした観点から、共済年金の保険料率についても、前提を変更した場合の試算について後ほど検証することとする (「6. 財政再計算で用いられた前提を変更した場合の影響」参照)。

さて、各制度の保険料率の中には、1階部分である基礎年金に係る基礎年金拠出金の負担に要する分が含まれている。保険料率は本来、1階部分を含めた全体の財政の均衡が図られるよう一体として設定されており、1階部分に要する保険料率が個別に算定されているわけではないが、毎年度の基礎年金拠出金の負担に要する費用の規模をみるために、基礎年金拠出金のうち国庫・公経済負担分を除いた額を標準報酬総額で料率に換算したもの（以下「基礎年金拠出金に相当する保険料率」という。）をみておくこととする。基礎年金拠出金に相当する保険料率は、1階部分の賦課保険料率（積立金からの財源を使わずに完全な賦課方式で財政運営を行う場合の保険料率）とみなすことができる。

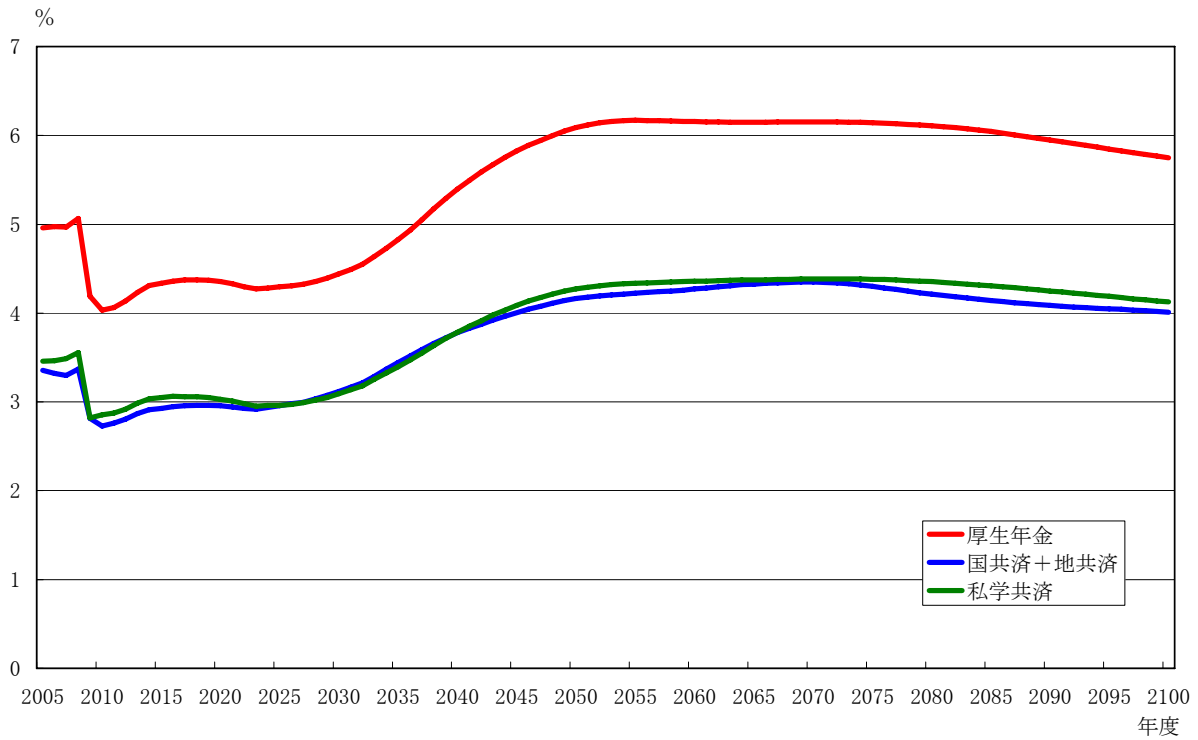
基礎年金拠出金に相当する保険料率の将来見通しをみると（図表 3-2-11, 3-2-12）、各制度とも、基礎年金の国庫・公経済負担割合引上げを反映して 2009 年度に 1 ポイント近く低くなり、その後しばらくの間はマクロ経済スライドの効果で上昇に歯止めがかかるが、スライド調整が終了する 2023 年度から再び上昇し始める。2050 年度頃以降は各制度とも安定的に推移し、2100 年度には厚生年金が 5.749%、国共済+地共済が 4.011%、私学共済が 4.124%になるものと見込まれる。

共済年金が厚生年金に比べ低くなっているが、これは、「定額給付・定額拠出^注」という考え方の下で、各制度の人数に応じて頭割りで定額を拠出する仕組みの基礎年金の拠出分を、料率に換算してきているためであり、報酬の平均が高い共済年金では報酬に対する比率としては低く算出されているものである。

注：基礎年金は保険料を支払った期間に応じて定額給付される給付設計（「定額給付」）となっており、毎年度、その年の給付に要する費用をその年の各制度からの基礎年金拠出金で賄う完全な賦課方式で運営されている。各制度が拠出する基礎年金拠出金は、基礎年金の給付が定額であること及び所得捕捉が難しい国民年金と被用者年金制度との制度間の公平性の観点から、各制度が当該制度の人数に応じて頭割りで拠出する仕組み（「定額拠出」）で制度設計されている。（すなわち、基礎年金拠出金は、全制度共通の基礎年金拠出金単価に、当該制度の拠出金算定対象者数を乗じることで算定される。）

なお、制度単位でみると「定額拠出」となっているが、その拠出に要する費用は制度全体の財政収支の中で財政計画をたてて賄われており、各被保険者が報酬割りで負担する保険料の収入等を含めた収入全体の中から拠出されることになる。

(図表 3-2-11) 基礎年金拠出金に相当する保険料率の将来見通し



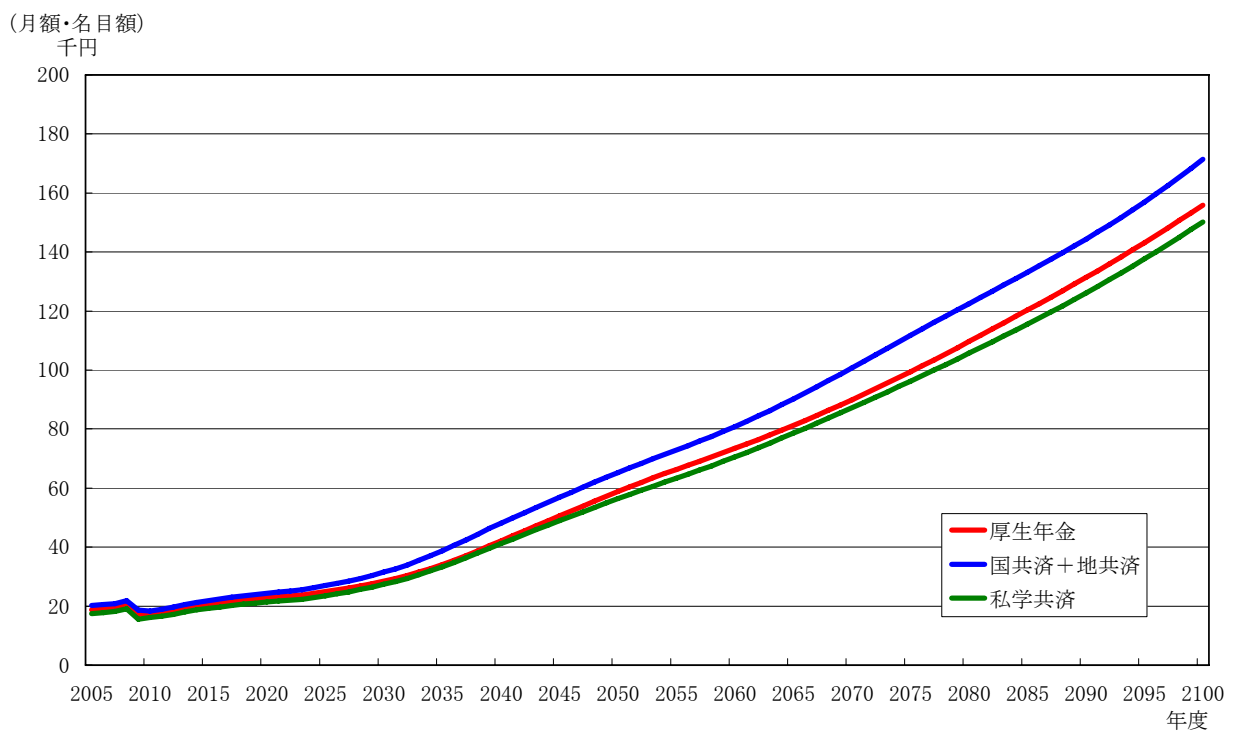
(図表 3-2-12) 基礎年金拠出金に相当する保険料率の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済+地共済	私学共済
	%	%	%
2005	4.960	3.358	3.459
2006	4.973	3.322	3.463
2007	4.968	3.296	3.486
2008	5.068	3.371	3.556
2009	4.190	2.814	2.819
2010	4.035	2.729	2.853
2015	4.336	2.929	3.050
2020	4.353	2.955	3.031
2025	4.295	2.959	2.962
2030	4.443	3.116	3.091
2035	4.830	3.444	3.394
2040	5.400	3.779	3.787
2045	5.825	4.005	4.089
2050	6.090	4.163	4.274
2055	6.171	4.225	4.337
2060	6.156	4.270	4.357
2065	6.149	4.328	4.373
2070	6.154	4.349	4.383
2075	6.141	4.300	4.380
2080	6.109	4.213	4.354
2085	6.043	4.142	4.308
2090	5.949	4.085	4.249
2095	5.848	4.048	4.187
2100	5.749	4.011	4.124

一方、視点を変えて、被保険者1人当たりの基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分を除く）をみると（図表 3-2-13）、一貫して、厚生年金に比べ国共済+地共済が多く、私学共済が少なくなっている。

この制度間の差は、純粹に、被保険者1人当たりの基礎年金拠出金算定対象者数（第2号被保険者で20歳以上60歳未満の者及び第3号被保険者）の差に起因するものであり、第3号被保険者に係る拠出割り当て分をその配偶者が属する制度の被保険者全体で拠出していることから生じた違いである。

（図表 3-2-13）被保険者1人当たりの基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）の将来見通し



3. 各財政指標による評価

①年金扶養比率の将来見通し

年金扶養比率は、被保険者数の老齢・退年相当の受給者（受給権者）数に対する比であり、制度の成熟度を表す財政指標である。

年金扶養比率の将来見通しをみると（図表 3-3-1、3-3-2）、各制度とも、今後 2050 年度頃までにかけて、次第に低下していく見込みとなっている。

各制度の 2050 年度頃までの動きをみると、厚生年金では、2005 年度の 3.04 から 2015 年度に 2.17 まで低下した後、若干ながら上昇傾向がみられ、報酬比例部分の支給開始年齢引上げの影響で受給者数の増加が抑えられること等が影響していると考えられる。

この報酬比例部分の支給開始年齢引上げの影響は、他制度においても、2016 年度から 3 年おきの小刻みな動きとして現れており、年金扶養比率の低下を抑制する方向に寄与していることがわかる。なお、厚生年金で共済年金に比べなだらかな動きになっているのは、厚生年金女子の支給開始年齢引上げのスケジュールが 5 年遅れとなっているためと考えられる。

国共済及び地共済は、2005 年度でそれぞれ 1.74、1.99 と他制度に比べより成熟化が進んだ状態であり、今後は比較的緩やかに低下していく見込みである。両制度の年金扶養比率は非常に近い水準で推移していくが、2010 年度代前半で高低が逆転し、地共済の方が国共済より低い状態になる。両者併せた国共済＋地共済の年金扶養比率は、地共済の規模の方が大きいことから、地共済の率に近くなっている。

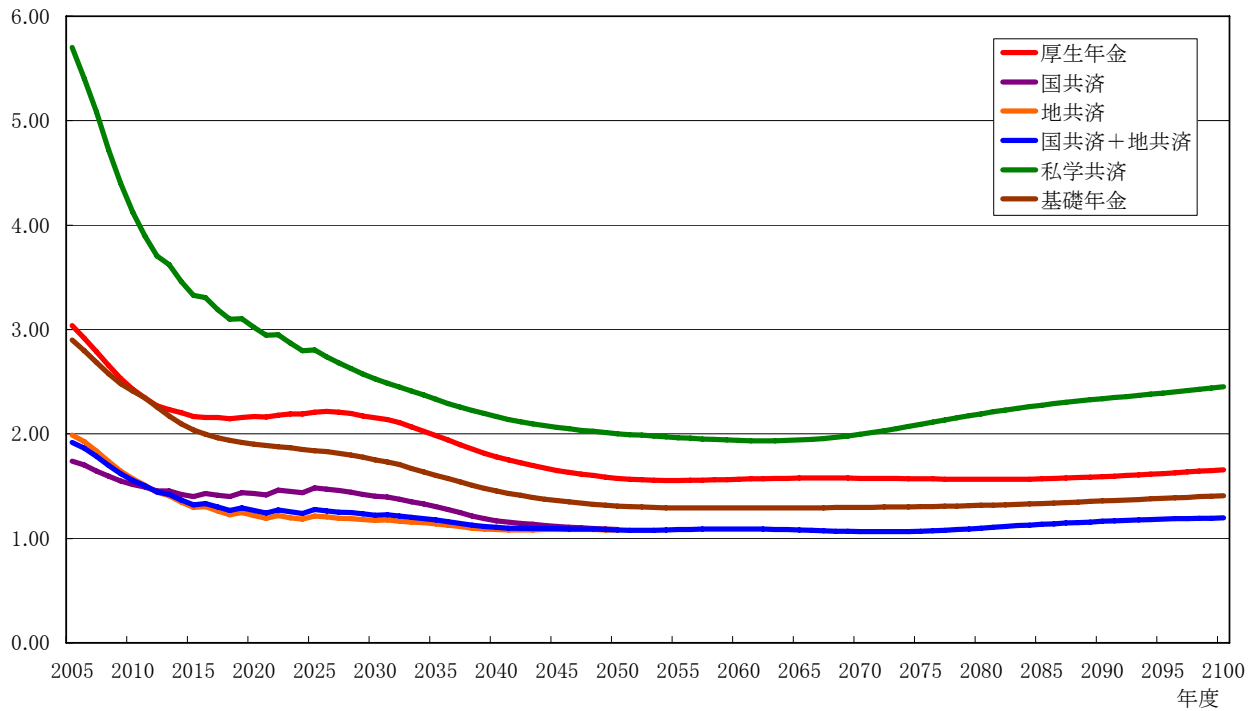
私学共済は、現在のところまだ成熟化の途上にあり、2005 年度の年金扶養比率は 5.70 と他制度に比べ高い水準であるが、今後の 50 年間で急激に低下していき、2050 年度には 2.00 となる見込みである。非常に急速に成熟化していく状況がうかがえる。

基礎年金は、2005 年度の 2.9 から低下していき、2050 年度には 1.3 となっている。

2050 年度頃以降については、各制度とも安定して推移し、2100 年度には、厚生年金 1.66、国共済＋地共済 1.20、私学共済 2.45、基礎年金 1.4 となる見込みである。各制度とも、成熟化が落ち着いた状況となっている。

なお、私学共済では、2075 年度以降、年金扶養比率が上昇傾向になっているが、これは、学齢対象人口を用いて被保険者数を推計しているため、将来人口推計における将来の出生率回復の影響が他制度より早めに効いてきているためと考えられる。

(図表 3-3-1) 年金扶養比率の将来見通し



(図表 3-3-2) 年金扶養比率の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済+地共済	国共済	地共済	私学共済	(参考) 基礎年金
2005	3.04	1.92	1.74	1.99	5.70	2.9
2006	2.92	1.86	1.70	1.93	5.40	2.8
2007	2.79	1.78	1.65	1.84	5.09	2.7
2008	2.66	1.70	1.59	1.74	4.72	2.6
2009	2.53	1.62	1.55	1.64	4.40	2.5
2010	2.43	1.55	1.52	1.57	4.12	2.4
2015	2.17	1.32	1.40	1.30	3.33	2.0
2020	2.17	1.27	1.43	1.22	3.02	1.9
2025	2.21	1.27	1.48	1.21	2.81	1.8
2030	2.15	1.22	1.40	1.17	2.53	1.8
2035	1.99	1.18	1.30	1.14	2.33	1.6
2040	1.78	1.10	1.17	1.09	2.17	1.5
2045	1.65	1.09	1.12	1.08	2.06	1.4
2050	1.58	1.08	1.09	1.08	2.00	1.3
2055	1.56	1.08	1.97	1.3
2060	1.57	1.09	1.94	1.3
2065	1.58	1.08	1.94	1.3
2070	1.58	1.07	2.00	1.3
2075	1.57	1.07	2.09	1.3
2080	1.56	1.10	2.19	1.3
2085	1.57	1.13	2.28	1.3
2090	1.59	1.16	2.34	1.4
2095	1.62	1.18	2.39	1.4
2100	1.66	1.20	2.45	1.4

②総合費用率の将来見通し

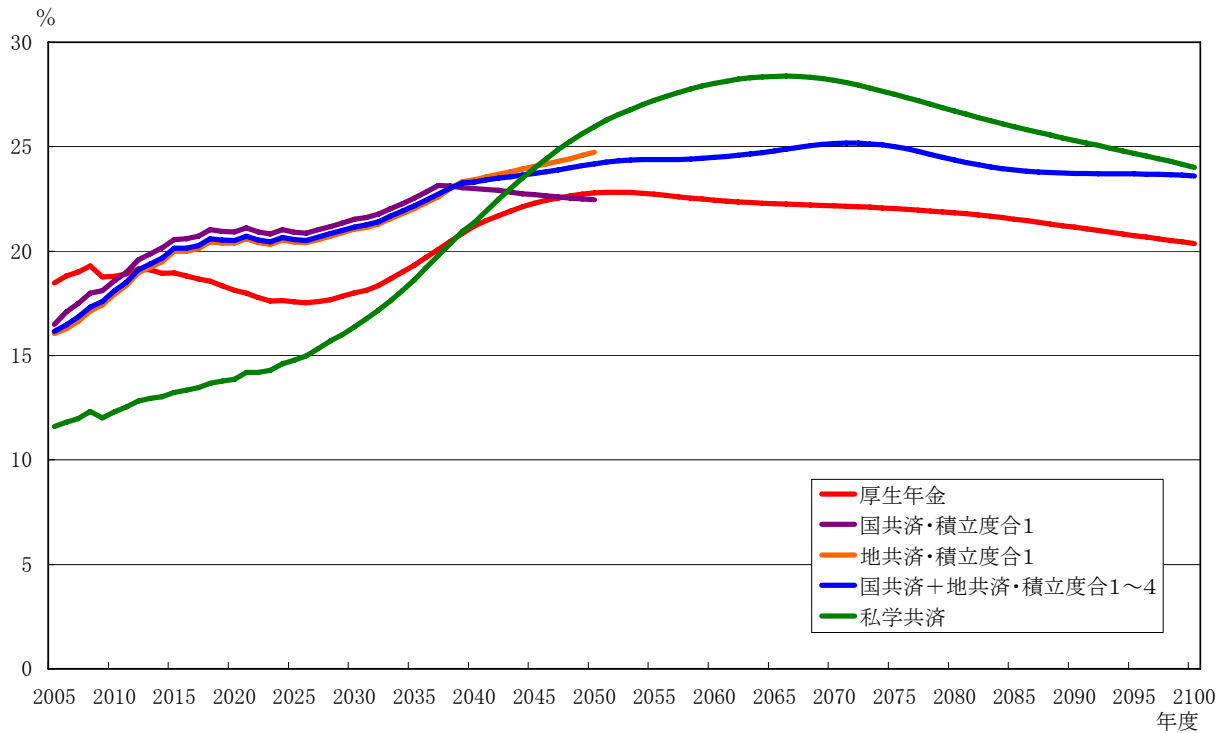
総合費用率は、その年度の実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分(=実質的な支出から国庫・公経済負担分を除いた、保険料拠出によって賄う部分)の、その年度の標準報酬総額に対する比率であり、完全な賦課方式(積立金及びその運用収入がない)で財政運営を行う場合の賦課保険料率に相当する。総合費用率と保険料率を比較することで、積立金による保険料率の軽減効果を把握することができる(後述)。

各制度の総合費用率の将来見通しをみると(図表 3-3-3、3-3-4)、厚生年金では、基礎年金の国庫負担割合引上げ、報酬比例部分の支給開始年齢引上げ、マクロ経済スライドによる給付水準調整の3つの効果が相まって、2025年度頃までは低下傾向にあるが、その後2050年度頃までにかけて上昇していく。2050年度頃からは非常に緩やかな低下傾向になり、2100年度に20.4%になる。

国共済+地共済の総合費用率は、2070年度頃までは概して上昇傾向にあり、その後若干低下して、2100年度に23.6%となる。支給開始年齢引上げ等の影響は総合費用率の上昇を抑える方向に効いているものの、厚生年金のような低下傾向を示すまでには至っていない。国共済及び地共済の動き(積立度合1)をみると、2040年度頃まで両制度ほぼ同程度の水準で平行に推移していくが、その後、国共済の率が低下する一方で、地共済の率が上昇していく。この動きをみる際には、ここに示した総合費用率が財政単位の一元化による財政調整を行った後のものであることに留意する必要がある。積立度合1のケースでは、「費用負担平準化のための財政調整拠出金」が2015年度までは地共済から国共済へ、それ以降2050年度までは国共済から地共済へ拠出される見込みとなっているが、この財政調整は両制度の独自給付費用率を同じにするように行われるため、総合費用率の水準をそろえる方向に作用する。一方で2005年度、2015年度及び2038年度以降において、もう一つの財政調整である「年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金」が地共済から国共済へ拠出される見込みとなっており、国共済の総合費用率を低く、地共済の総合費用率を高くする方向に作用している。こうした財政調整の結果が、国共済、地共済の総合費用率に現れているものと考えられる。

私学共済の総合費用率は、急激なスピードで上昇し、2065年度頃ピークとなる。その後は次第に減少し、2100年度には24.0%となる見込みである。2005年度には全制度の中で最も低い水準にあるものが、2045年度以降は最も高い水準になっており、私学共済が今後急速に成熟化していく状況が反映されたものとなっている。

(図表 3-3-3) 総合費用率の将来見通し



(図表 3-3-4) 総合費用率の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済+地共済		国共済				地共済				私学共済
		積立度合1~4	積立度合1	積立度合2	積立度合3	積立度合4	積立度合1	積立度合2	積立度合3	積立度合4		
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2005	18.5	16.2	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5	16.1	16.1	16.1	16.1	11.6
2006	18.8	16.5	17.1	17.1	17.1	17.1	17.1	16.3	16.3	16.3	16.3	11.8
2007	19.0	16.8	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	16.6	16.6	16.6	16.6	12.0
2008	19.3	17.3	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	17.1	17.1	17.1	17.1	12.3
2009	18.8	17.6	18.1	18.1	18.1	18.1	18.1	17.4	17.4	17.4	17.4	12.0
2010	18.8	18.1	18.6	18.6	18.6	18.6	18.6	17.9	17.9	17.9	17.9	12.3
2015	18.9	20.1	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.0	20.0	20.0	20.0	13.2
2020	18.1	20.5	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	20.4	20.4	20.4	20.4	13.9
2025	17.6	20.5	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	20.4	20.4	20.4	20.4	14.8
2030	18.0	21.2	21.5	21.5	21.5	21.5	21.5	21.0	21.0	21.0	21.0	16.4
2035	19.3	22.2	22.5	22.5	22.5	22.5	22.5	22.0	22.0	22.0	22.0	18.6
2040	21.2	23.3	23.0	23.3	23.5	23.7	23.4	23.4	23.3	23.2	23.2	21.4
2045	22.3	23.7	22.7	23.0	23.2	23.4	24.0	24.0	23.9	23.9	23.8	24.0
2050	22.8	24.2	22.5	22.8	23.0	23.1	24.7	24.7	24.6	24.6	24.5	26.0
2055	22.7	24.4	27.2
2060	22.4	24.5	28.0
2065	22.3	24.8	28.4
2070	22.2	25.1	28.2
2075	22.0	25.0	27.5
2080	21.8	24.4	26.7
2085	21.5	23.9	26.0
2090	21.1	23.7	25.3
2095	20.7	23.7	24.7
2100	20.4	23.6	24.0

③独自給付費用率の将来見通し

独自給付費用率は、その年度の自前で財源を用意しなければならない費用のうち、独自給付に係る費用（「実質的な支出額－国庫・公経済負担」のうち基礎年金以外に関する支出）を、その年度の標準報酬総額に対する比率でとらえた指標である。したがって、独自給付に関する支出（いわゆる2階・3階部分に係る分）の賦課保険料率に相当する。

独自給付費用率の将来見通しをみると（図表 3-3-5、3-3-6）、各制度とも総合費用率と似たような動向を示している。

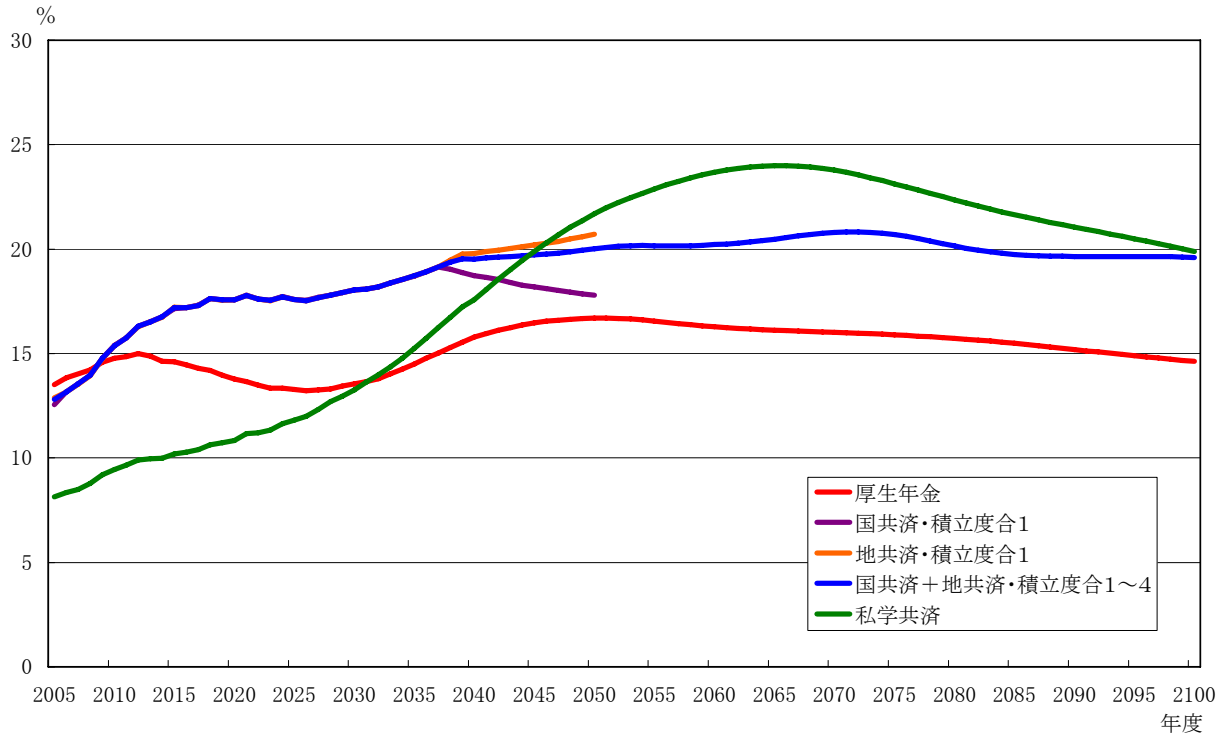
厚生年金の独自給付費用率は、2010年度代前半まで上昇した後で低下傾向となり、2020年度代後半には13%強まで低下する。この低下傾向は、報酬比例部分の支給開始年齢引上げや、マクロ経済スライドによる給付水準調整による効果の現れである。その後は再び上昇し、2050年度頃以降は安定して推移する見込みである。推計最終年度である2100年度の独自給付費用率は、14.6%となっている。

国共済＋地共済の独自給付費用率は、総合費用率と同様、2070年度頃までは概して上昇傾向にある。その後は若干の低下若しくは横ばいの状況で推移し、2100年度に19.6%となる。国共済及び地共済についてみると、前述のように、両制度の独自給付費用率を同じにするように「費用負担平準化のための財政調整」が行われる結果、2030年代後半までは同じ水準で推移しているが、それ以降はもう一つの「年金給付に支障を来たさないための財政調整」による影響で、国共済が低下し、地共済が上昇する見込みとなっている。

私学共済の独自給付費用率は、総合費用率と同様、急激なスピードで上昇し、2065年度頃ピークとなる。その後は次第に減少し、2100年度には19.9%となる見込みである。

制度間で比較してみると、独自給付費用率は、2005年度には厚生年金と国共済＋地共済が同水準で、私学共済がそれより5%程度低い水準になっている。一方で、推計の最終年度である2100年度においては、厚生年金が共済年金に比べて5%程度低い水準となっており、厚生年金と私学共済の相対的な位置が入れ替わった状況となっている。

(図表 3-3-5) 独自給付費用率の将来見通し



(図表 3-3-6) 独自給付費用率の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済+地共済	国共済				地共済				私学共済
			積立度合1~4	積立度合1	積立度合2	積立度合3	積立度合4	積立度合1	積立度合2	積立度合3	
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
2005	13.5	12.8	12.6	12.6	12.6	12.6	12.9	12.9	12.9	12.9	8.1
2006	13.8	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.1	13.1	13.1	13.1	8.3
2007	14.0	13.5	13.6	13.6	13.6	13.6	13.5	13.5	13.5	13.5	8.5
2008	14.2	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	8.8
2009	14.6	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	14.8	9.2
2010	14.8	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	15.4	9.5
2015	14.6	17.2	17.1	17.1	17.1	17.1	17.2	17.2	17.2	17.2	10.2
2020	13.8	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	10.8
2025	13.3	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	17.6	11.8
2030	13.6	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	18.0	13.3
2035	14.5	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7	18.7	15.2
2040	15.8	19.5	18.7	19.1	19.3	19.4	19.8	19.7	19.6	19.6	17.6
2045	16.5	19.7	18.2	18.5	18.7	18.9	20.2	20.1	20.0	20.0	19.9
2050	16.7	20.0	17.8	18.1	18.3	18.5	20.7	20.6	20.6	20.5	21.7
2055	16.6	20.2	22.9
2060	16.3	20.2	23.7
2065	16.1	20.5	24.0
2070	16.0	20.8	23.8
2075	15.9	20.7	23.1
2080	15.7	20.2	22.4
2085	15.5	19.7	21.7
2090	15.2	19.6	21.1
2095	14.9	19.6	20.5
2100	14.6	19.6	19.9

④収支比率の将来見通し

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出額－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分率でとらえた財政指標である。収支比率が 100%以下であれば、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄っているが、100%を超えると、積立金の取崩し等が必要な状態となる。

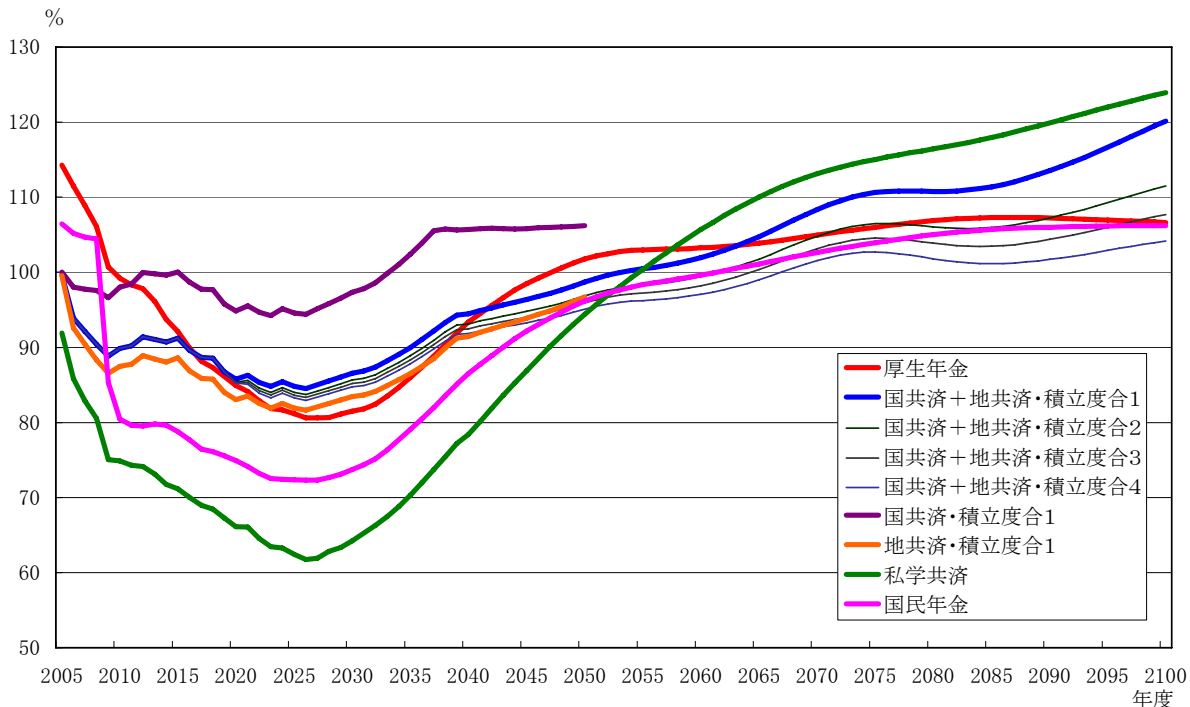
収支比率の将来見通しをみると（図表 3-3-7、3-3-8）、厚生年金と国民年金が当初数年間 100%を超える水準となっているが、各制度とも、基礎年金の国庫・公経済負担割合が完全に 2 分の 1 になる 2009 年度に急激に低下し、その後 2025 年度頃をボトムに上昇に転じている。その後 2050 年度頃までは、国共済を除き、おおむね 100%を下回る水準で推移している。

2050 年度以降の動きを積立度合 1 のケースでみると、厚生年金、国共済＋地共済、私学共済、国民年金の順に 100%を超えて積立金を取り崩す状態となり、2100 年度には、厚生年金 106.6%、国共済＋地共済 120.1%、私学共済 123.9%、国民年金 106.2%となる。今回の財政再計算では、積立金を取り崩すことにより保険料率の上昇を抑えるよう、積立金を活用した財政運営をする考え方が採られ、2100 年度の積立度合を 1（国共済＋地共済は積立度合 1 のケース）としていることから、必然的に後半において収支比率が 100%を超えることとなっている。

有限均衡期間の最終年度である 2100 年度頃の状況を積立度合 1 のケースでみると、厚生年金と国民年金は比較的安定した水準となっているが、国共済＋地共済と私学共済はまだ収支比率が上昇途上であり、最終的に支出が収入の 2 割程度超過した状態になっている。特に私学共済の収支比率は、16 年改正で保険料率の引上げを前倒ししたことなどから、2026 年度で 61.8%とかなり低い水準になるが、そこから 2100 年度の 123.9%まで約 60 ポイントも上昇する非常に急激な動きとなっている。国共済＋地共済（積立度合 1）及び私学共済のように最終年度の収支比率が 120%程度という状況では、支出の 2 割程度を積立金の取崩しにより賄っている状態で最終年度を迎えることになるが、最終的に保有する積立金が支出の 1 年分程度であることを踏まえると、そのような状況が続けばその後の数年間で積立金がなくなることが考えられる。こうした状況が予測される場合、今後少なくとも 5 年ごとに行われる財政再計算において、保険料率の引上げなどの何らかの財政的措置が検討されるものと考えられる。今後の財政再計算で財政見通しを作成する際には、年金制度の安定性を高めるために、最終年度付近の収支状況をよく

勘案した上で、各制度の財政状況に応じて最終年度の積立度合を柔軟に設定することも検討する必要があるだろう。

(図表 3-3-7) 収支比率の将来見通し



(図表 3-3-8) 収支比率の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済+地共済				国共済				地共済				私学共済	国民年金
		積立度合1	積立度合2	積立度合3	積立度合4	積立度合1	積立度合2	積立度合3	積立度合4	積立度合1	積立度合2	積立度合3	積立度合4		
2005	114.3	99.7	99.7	99.7	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	99.6	99.6	99.6	99.6	91.9	106.4
2006	111.5	93.9	93.9	93.9	93.9	98.1	98.1	98.1	98.1	92.6	92.6	92.6	92.6	85.8	105.2
2007	108.9	92.1	92.1	92.1	92.1	97.8	97.8	97.8	97.8	90.4	90.4	90.4	90.4	82.9	104.7
2008	106.1	90.4	90.4	90.4	90.4	97.6	97.6	97.6	97.6	88.3	88.3	88.3	88.3	80.5	104.4
2009	100.7	88.8	88.8	88.8	88.8	96.6	96.6	96.6	96.6	86.6	86.6	86.6	86.6	75.0	85.3
2010	99.2	89.8	89.8	89.8	89.8	98.0	98.0	98.0	98.0	87.5	87.5	87.5	87.5	74.8	80.4
2015	92.2	91.2	91.2	91.2	91.2	100.0	100.0	100.0	100.0	88.6	88.6	88.6	88.6	71.2	78.8
2020	84.9	85.8	85.4	85.3	85.3	94.9	94.3	94.2	94.2	83.0	82.6	82.6	82.6	66.1	74.9
2025	81.2	84.8	84.0	83.6	83.2	94.6	93.6	93.1	92.6	81.9	81.1	80.8	80.4	62.4	72.4
2030	81.5	86.6	85.6	85.2	84.7	97.4	96.2	95.6	95.1	83.5	82.6	82.2	81.7	64.2	73.7
2035	86.0	90.0	88.9	88.3	87.8	102.4	101.0	100.3	99.6	86.5	85.5	85.0	84.5	70.3	79.0
2040	93.4	94.5	93.1	92.5	91.8	105.7	105.6	105.5	105.5	91.4	89.8	88.9	88.1	78.4	86.5
2045	98.5	96.4	94.8	94.0	93.3	105.8	105.7	105.7	105.7	93.9	91.9	91.0	90.0	86.9	92.2
2050	101.8	98.7	96.8	95.9	95.1	106.2	106.1	106.1	106.0	96.7	94.4	93.3	92.3	94.4	96.2
2055	103.0	100.5	98.3	97.2	96.2	100.4	98.3
2060	103.2	102.0	99.4	98.2	97.1	105.7	99.6
2065	103.9	104.7	101.8	100.3	99.0	110.0	101.1
2070	105.0	108.4	104.8	103.1	101.5	113.1	102.6
2075	106.0	110.6	106.5	104.6	102.7	115.0	103.9
2080	106.9	110.8	106.1	103.9	101.8	116.4	105.0
2085	107.3	111.4	106.0	103.5	101.1	118.0	105.7
2090	107.2	113.5	107.2	104.4	101.7	119.9	106.0
2095	107.0	116.7	109.3	106.0	102.9	122.0	106.2
2100	106.6	120.1	111.5	107.7	104.2	123.9	106.2

4. 積立水準

積立金は、その運用収入により、保険料率の上昇や給付水準の低下を抑える効果がある。また、期間は限られるが、積立金を取り崩すことにより、同様の効果が得られる。このため、積立金の水準は、年金財政の安定性を確保する上で非常に重要である。仮に積立金の水準が低ければ、前述の観点A及びBからみて安定性が小さいことになる。ここでは、積立水準について検証する。

①積立比率の将来見通し

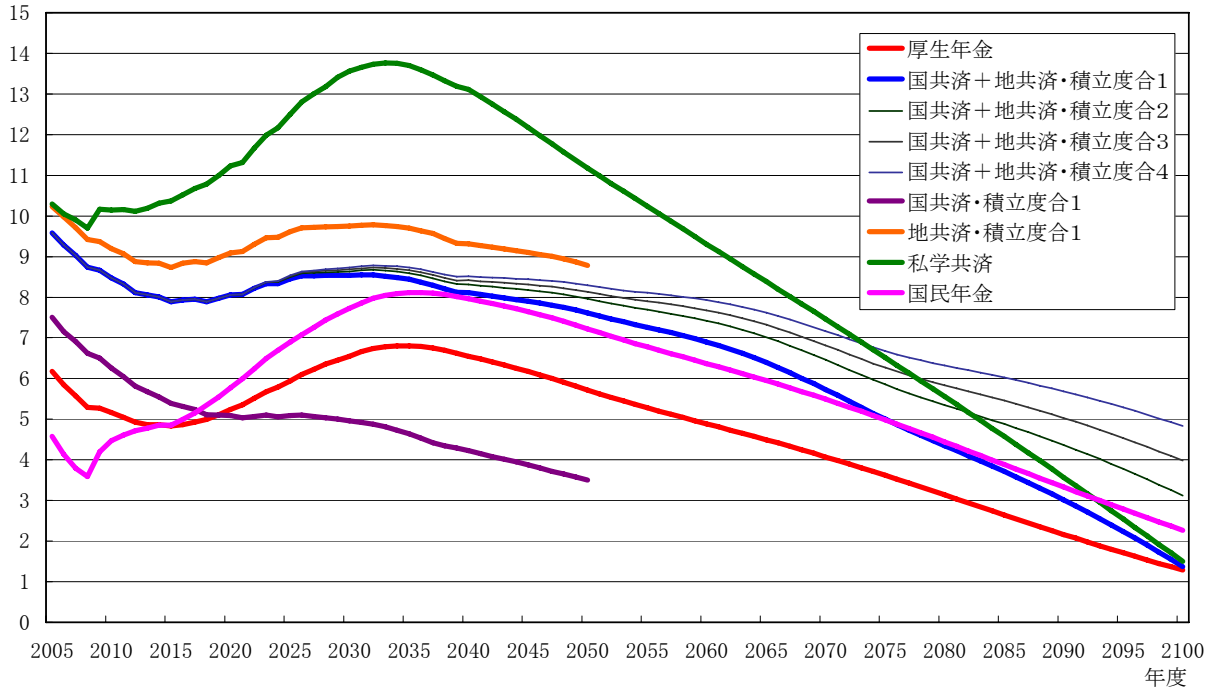
積立比率とは、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち自前で用意しなければならぬ分（＝保険料拠出によって賄う部分）の何年分に相当するかを表す財政指標である。

積立比率の将来見通しをみると（図表 3-4-1、3-4-2）、2005 年度には、厚生年金が 6.2、国民年金が 4.6 であるのに対し、国共済＋地共済が 9.6（国共済が 7.5、地共済が 10.2）、私学共済が 10.3 と、共済年金の積立比率がかなり高くなっている。

各制度とも、2030～2035 年度頃をピークに一貫して低下する見込みとなっているが、特に私学共済ではピーク時の積立比率が 14 弱と非常に高い水準になっており、そこから一気に急低下することとなる。最終的には、2100 年度で、厚生年金 1.3、国共済＋地共済 1.4（積立度合 1）、私学共済 1.5、国民年金 2.3 となることが見込まれる。

このような積立比率の低下は、今回の財政再計算で各制度ともに 2100 年度の積立度合が 1（国共済＋地共済は積立度合 1 のケース）になるように財政見通しを作成していることによるものである。国民年金で 2100 年度に 2 を超える水準となっているのは、基礎年金の国庫負担割合が 2 分の 1 に引き上げられることなどによるものであり、他制度に比べ財政的に若干の余裕がある状況になっている。

(図表 3-4-1) 積立比率の将来見通し



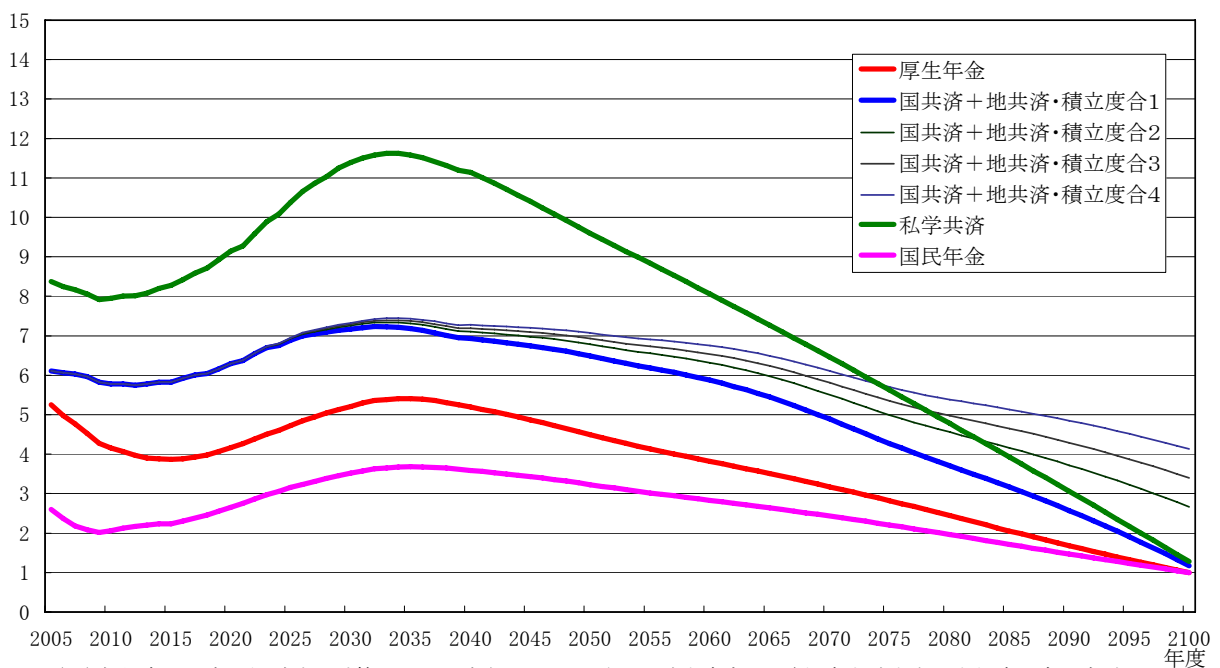
(図表 3-4-2) 積立比率の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金	国共済+地共済				国共済				地共済				私学共済	国民年金
		積立度合1	積立度合2	積立度合3	積立度合4	積立度合1	積立度合2	積立度合3	積立度合4	積立度合1	積立度合2	積立度合3	積立度合4		
2005	6.2	9.6	9.6	9.6	9.6	7.5	7.5	7.5	7.5	10.2	10.2	10.2	10.2	10.3	4.6
2006	5.8	9.3	9.3	9.3	9.3	7.1	7.1	7.1	7.1	10.0	10.0	10.0	10.0	10.1	4.1
2007	5.6	9.0	9.0	9.0	9.0	6.9	6.9	6.9	6.9	9.7	9.7	9.7	9.7	9.9	3.8
2008	5.3	8.7	8.7	8.7	8.7	6.6	6.6	6.6	6.6	9.4	9.4	9.4	9.4	9.7	3.6
2009	5.3	8.7	8.7	8.7	8.7	6.5	6.5	6.5	6.5	9.4	9.4	9.4	9.4	10.2	4.2
2010	5.2	8.5	8.5	8.5	8.5	6.3	6.3	6.3	6.3	9.2	9.2	9.2	9.2	10.1	4.5
2015	4.8	7.9	7.9	7.9	7.9	5.4	5.4	5.4	5.4	8.7	8.7	8.7	8.7	10.4	4.9
2020	5.2	8.1	8.1	8.1	8.1	5.1	5.1	5.1	5.1	9.1	9.1	9.1	9.1	11.2	5.8
2025	5.9	8.4	8.5	8.5	8.5	5.1	5.1	5.2	5.2	9.6	9.7	9.7	9.7	12.5	6.9
2030	6.6	8.5	8.6	8.7	8.7	5.0	5.1	5.1	5.2	9.7	9.8	9.9	9.9	13.6	7.7
2035	6.8	8.4	8.6	8.7	8.7	4.6	4.8	4.9	4.9	9.7	9.8	9.9	10.0	13.7	8.1
2040	6.5	8.1	8.3	8.4	8.5	4.2	4.3	4.4	4.5	9.3	9.6	9.7	9.8	13.1	8.0
2045	6.2	7.9	8.2	8.3	8.4	3.9	4.0	4.1	4.1	9.1	9.4	9.6	9.8	12.2	7.6
2050	5.7	7.6	8.0	8.1	8.3	3.5	3.6	3.7	3.8	8.8	9.2	9.4	9.6	11.2	7.2
2055	5.3	7.3	7.7	7.9	8.1	10.2	6.8
2060	4.9	6.9	7.4	7.7	7.9	9.3	6.4
2065	4.5	6.4	7.0	7.3	7.6	8.4	6.0
2070	4.1	5.7	6.5	6.8	7.2	7.5	5.5
2075	3.6	5.0	5.9	6.3	6.7	6.5	5.0
2080	3.1	4.3	5.3	5.8	6.3	5.6	4.4
2085	2.6	3.7	4.9	5.5	6.0	4.6	3.9
2090	2.2	3.0	4.4	5.0	5.7	3.6	3.3
2095	1.7	2.2	3.8	4.5	5.3	2.5	2.8
2100	1.3	1.4	3.1	4.0	4.8	1.5	2.3

一方、今回の改正で最終的に保有する積立金の基準として用いられた積立度合の将来見通しは、図表 3-4-3 に示すとおりである。積立度合は、前述の積立比率と似た概念であるが、これは、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当するかを表す指標である。すなわち、積立比率が、積立金の水準を負担面からみる指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面からみる指標となっている。

積立度合の将来見通しをみると、各制度とも 2030 年度～2040 年度頃をピークに低下しており、2100 年度で厚生年金が 1.0、国共済+地共済が 1.2（積立度合 1）、私学共済が 1.3、国民年金が 1.0 となっている。積立度合が積立比率に比べ低くなっているのは、前述のようにその表す意味が異なるためである。以下では、財政状況をみるという観点から、積立金の水準を負担面からみる指標である積立比率を用いて分析する。

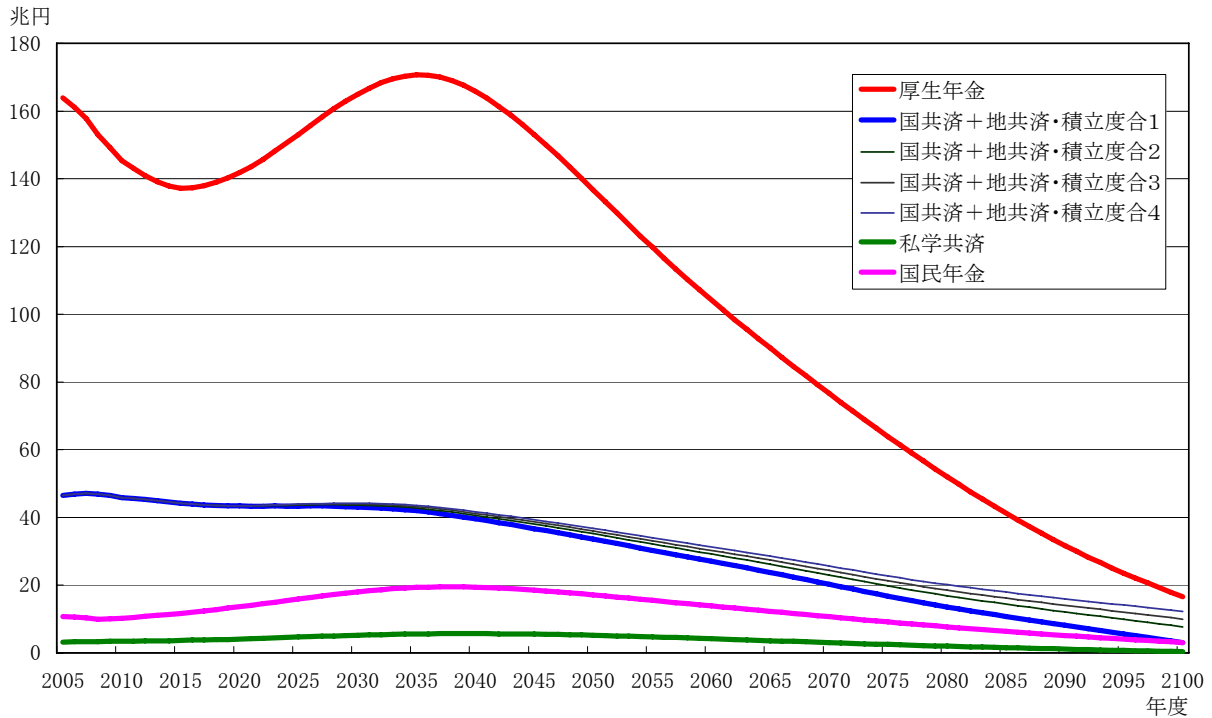
(図表 3-4-3) 積立度合の将来見通し



(注) 各制度の平成16年財政再計算における財政見通しに示された積立度合は、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率として算出されたものである。

年度末積立金の実額（平成 16 年度価格）の将来見通しは、図表 3-4-4、3-4-5 に示したとおりである。積立金の実額自体は、保険集団の規模が大きい厚生年金が他制度に比べ大きくなっているが、各制度とも 2100 年度までの間にその規模が小さくなっていく。

(図表 3-4-4) 年度末積立金（平成 16 年度価格）の将来見通し

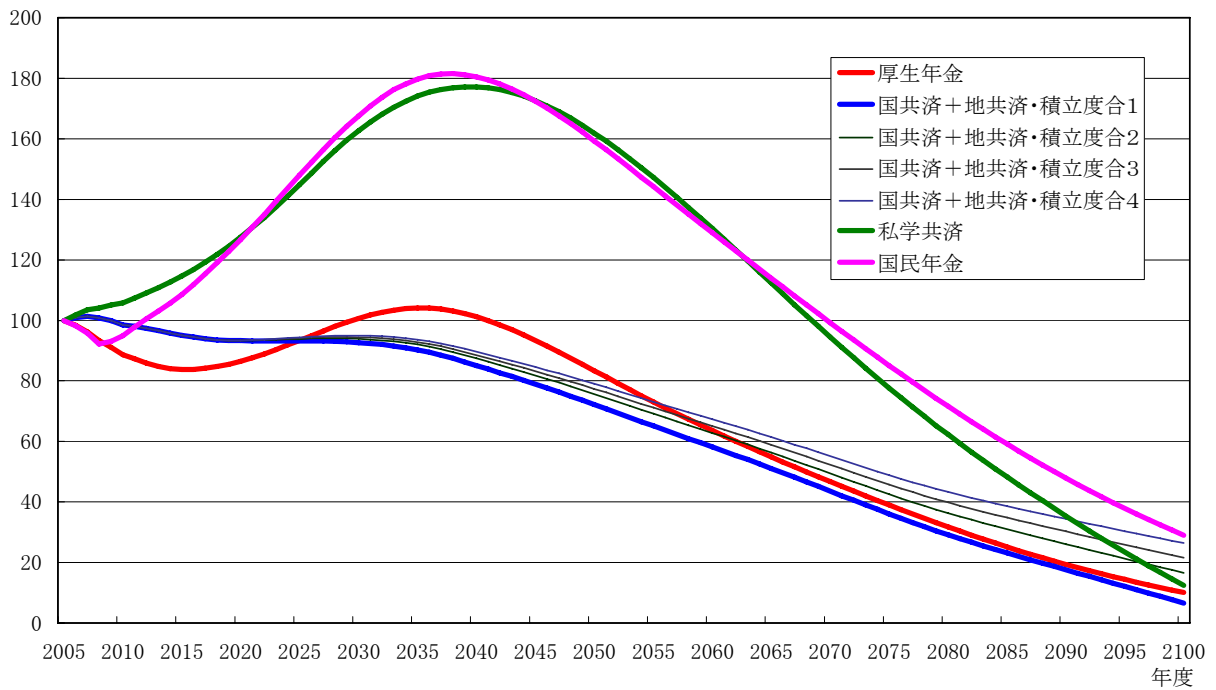


(図表 3-4-5) 年度末積立金（平成 16 年度価格）の将来見通し

年度 (西暦)	厚生年金 兆円	国共済+地共済				私学共済 億円	国民年金 兆円
		積立度合1 億円	積立度合2 億円	積立度合3 億円	積立度合4 億円		
2005	163.9	465,226	465,226	465,226	465,226	32,263	10.8
2006	161.1	469,434	469,434	469,434	469,434	32,860	10.6
2007	157.8	471,535	471,535	471,535	471,535	33,380	10.3
2008	153.1	468,622	468,622	468,622	468,622	33,594	9.9
2009	149.2	464,696	464,696	464,696	464,696	33,912	10.0
2010	145.3	458,486	458,486	458,486	458,486	34,113	10.2
2015	137.3	442,095	442,095	442,095	442,095	36,983	11.7
2020	141.8	434,247	434,550	434,622	434,622	41,160	13.6
2025	153.1	433,705	436,595	437,899	439,073	46,737	15.9
2030	164.9	431,134	436,645	439,251	441,720	52,478	18.1
2035	170.6	419,845	428,000	431,921	435,696	56,163	19.4
2040	165.8	395,911	406,717	411,954	417,037	57,156	19.4
2045	153.1	367,147	380,611	387,168	393,564	55,682	18.6
2050	136.7	335,992	352,127	360,010	367,722	52,229	17.2
2055	119.8	303,032	321,865	331,086	340,128	47,506	15.5
2060	104.2	270,704	292,274	302,853	313,243	42,047	13.9
2065	90.0	237,748	262,101	274,061	285,821	36,249	12.3
2070	76.6	202,894	230,092	243,463	256,622	30,492	10.7
2075	63.9	167,774	197,902	212,724	227,324	25,068	9.2
2080	52.1	135,846	169,008	185,334	201,426	20,097	7.7
2085	41.2	107,841	144,144	162,026	179,661	15,568	6.4
2090	31.7	81,754	121,306	140,800	160,031	11,404	5.2
2095	23.5	56,206	99,127	120,289	141,175	7,550	4.1
2100	16.6	30,867	77,289	100,184	122,788	3,996	3.1

また、各制度の2005年度末の積立金を100とした場合の指数でみると(図表3-4-6)、2100年度には、厚生年金、国共済+地共済(積立度合1)、私学共済は、現在の規模の1割前後まで、国民年金は3割程度にまで、積立金の水準が低下することがわかる。

(図表3-4-6) 年度末積立金(平成16年度価格)の将来見通し
 《2005年度末=100とした場合の指数》



②積立金の運用収入分及び取崩し分の料率換算

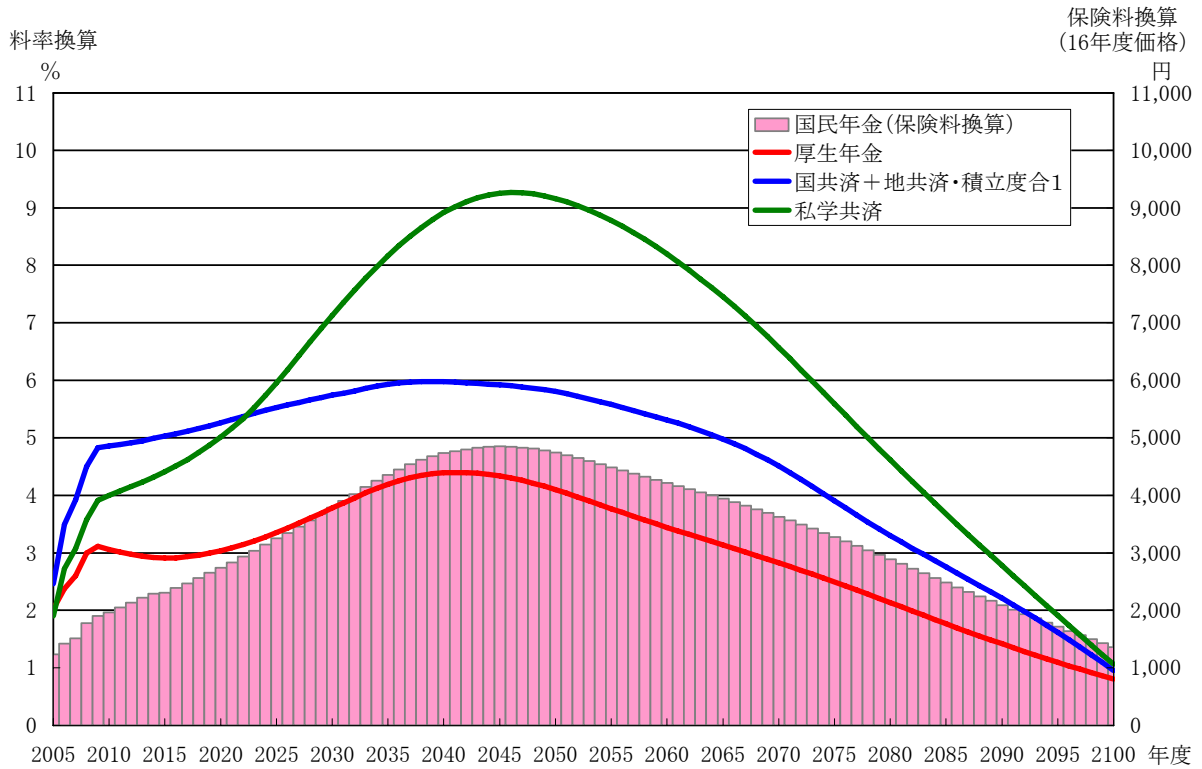
積立金の効果をみるために、積立金の運用収入分及び取崩し分を料率換算したものをみる。

まず、積立金の運用収入分の料率換算の将来見通しをみると（図表 3-4-7、3-4-10）、元となる積立金の推移を反映し、各制度とも 2040～2045 年度頃をピークとした山型の形状になっている。ピーク時で、厚生年金で 4.4%、国共済＋地共済（積立度合 1）で 6.0%、私学共済で 9.3%、国民年金で 4,850 円（保険料換算・平成 16 年度価格）と、非常に大きな保険料率の軽減効果が見込まれる。

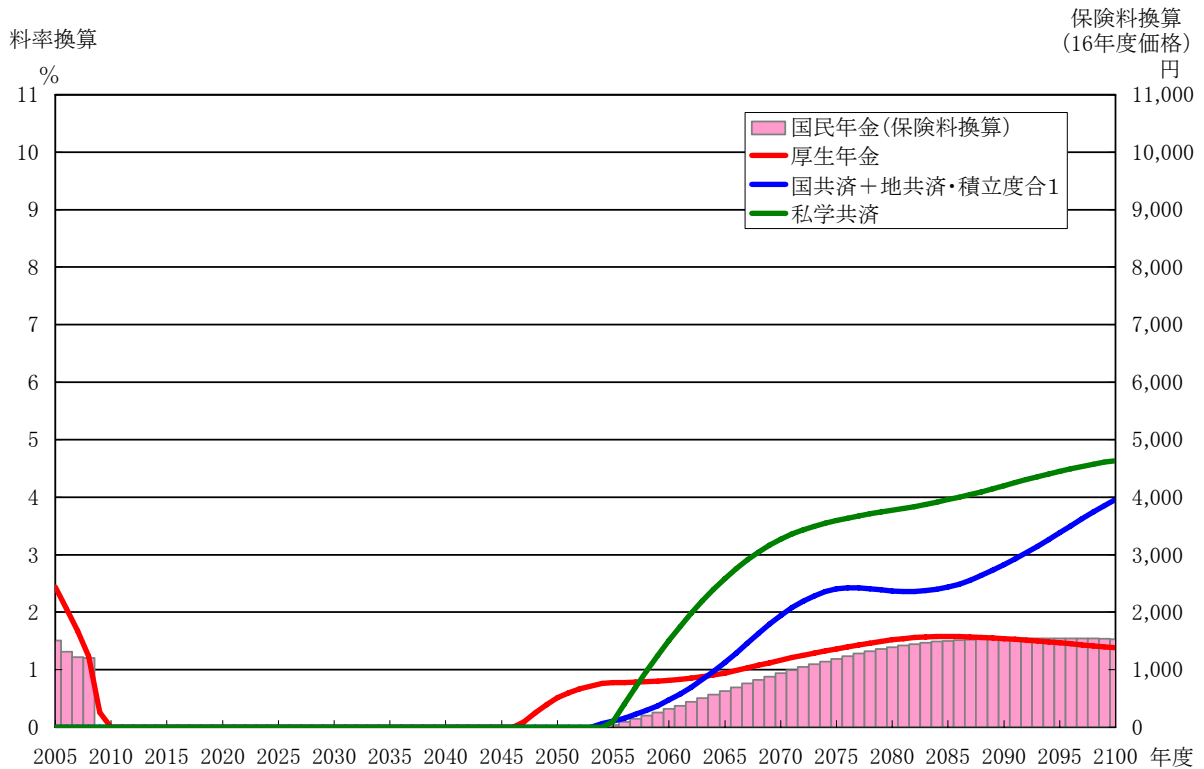
次に、積立金の取崩し分の料率換算の将来見通しをみると（図表 3-4-8、3-4-10）、当初厚生年金と国民年金が積立金を取り崩す状況にあるが、その後しばらくの間は各制度とも取崩しのない状態で推移する。積立金の取崩しは、厚生年金で 2047 年度から、国共済＋地共済（積立度合 1）で 2054 年度から、私学共済と国民年金で 2055 年度から順次始まり、特に私学共済と国共済＋地共済で急激に増加する。2100 年度では、厚生年金が 1.4%、国共済＋地共済が 4.0%、私学共済が 4.6%、国民年金が 1,532 円（保険料換算・平成 16 年度価格）となっており、積立金の取崩し分で保険料率の上昇が抑えられている。

また、積立金の運用収入分と取崩し分を合算して、積立金全体の効果をみたものが図表 3-4-9 である。各制度ともかなり高い率となっており、私学共済では最も高いところで 10%を超える率となっている。仮に積立金を保有していなければ、ここに示した水準だけさらに保険料率を上げる（若しくはその分給付水準を下げる）必要があり、各制度とも積立金による保険料率の軽減効果はかなり大きいことがわかる。保険料水準を抑える（固定する）一方である程度の給付水準を確保するために、積立金が大きな役割を果たしている。

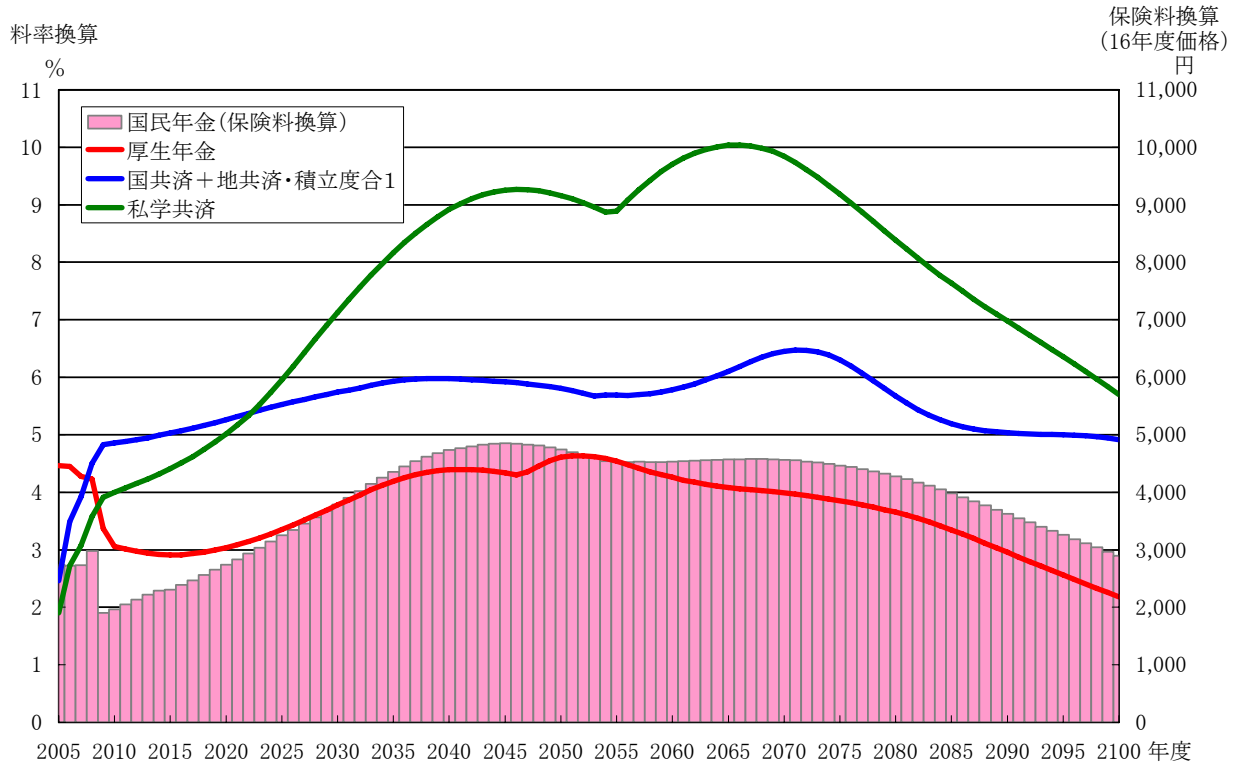
(図表 3-4-7) 運用収入分の料率換算



(図表 3-4-8) 積立金の取崩し分の料率換算



(図表 3-4-9) 積立金の取崩し分・運用収入分の料率換算



(図表 3-4-10)

運用収入分の料率換算

積立金の取崩し分の料率換算

年度 (西暦)	厚生年金	国共済 +地共済 積立度合1	私学共済	国民年金 保険料換算 (16年度価格)	年度 (西暦)	厚生年金	国共済 +地共済 積立度合1	私学共済	国民年金 保険料換算 (16年度価格)
	%	%	%	円		%	%	%	円
2005	2.024	2.458	1.902	1,233	2005	2.439	—	—	1,506
2006	2.379	3.491	2.721	1,417	2006	2.068	—	—	1,310
2007	2.602	3.921	3.076	1,517	2007	1.677	—	—	1,215
2008	3.000	4.504	3.580	1,779	2008	1.234	—	—	1,201
2009	3.113	4.832	3.909	1,901	2009	0.258	—	—	—
2010	3.059	4.863	3.995	1,961	2010	—	—	—	—
2015	2.910	5.031	4.409	2,309	2015	—	—	—	—
2020	3.039	5.262	5.017	2,743	2020	—	—	—	—
2025	3.351	5.526	5.953	3,251	2025	—	—	—	—
2030	3.777	5.743	7.130	3,791	2030	—	—	—	—
2035	4.193	5.931	8.163	4,358	2035	—	—	—	—
2040	4.392	5.974	8.916	4,732	2040	—	—	—	—
2045	4.337	5.920	9.256	4,850	2045	—	—	—	—
2050	4.098	5.805	9.161	4,741	2050	0.513	—	—	—
2055	3.767	5.578	8.781	4,490	2055	0.774	0.110	0.103	41
2060	3.443	5.312	8.197	4,217	2060	0.818	0.472	1.507	318
2065	3.138	4.978	7.451	3,942	2065	0.943	1.122	2.583	628
2070	2.826	4.509	6.571	3,629	2070	1.165	1.942	3.271	938
2075	2.491	3.904	5.590	3,275	2075	1.360	2.403	3.593	1,191
2080	2.134	3.300	4.616	2,887	2080	1.518	2.371	3.772	1,392
2085	1.768	2.755	3.680	2,482	2085	1.578	2.439	3.956	1,501
2090	1.417	2.209	2.780	2,086	2090	1.539	2.829	4.198	1,536
2095	1.095	1.617	1.907	1,713	2095	1.465	3.384	4.451	1,546
2100	0.805	0.958	1.062	1,361	2100	1.380	3.959	4.636	1,532

③総合費用率と保険料率の関係

被用者年金について、総合費用率と保険料率の関係をみたものが、図表 3-4-11 である。前述のように、総合費用率は、積立金及びその運用収入がない場合の賦課保険料率に相当することから、保険料率と比較することで、積立金による保険料率の軽減効果を把握できる。同図表において総合費用率が保険料率より超過している部分が、積立金の効果で保険料率を軽減している部分になっている。

各制度についてみると、厚生年金では 2010 年度代後半まで及び 2030 年度代前半以降において保険料率が総合費用率より低くなっており、ピーク時では 4.5%の保険料率が軽減されている。国共済+地共済では、一貫して保険料率が総合費用率より低く、ピーク時の軽減効果は 6.4%である。私学共済では、2035 年度頃以降において保険料率が総合費用率より低い状態であり、ピーク時の軽減効果は 9.9%にもなる。

推計期間の後半を中心にかなりの保険料率が軽減されている状況にあるが、各制度とも年度を追うにつれ、運用収入で賄っている部分が減り、積立金の取崩しにより賄う分へシフトしていくことがわかる。現在の積立水準の高さを反映して、厚生年金に比べ共済年金の積立金による軽減効果が大きく、特に私学共済では、将来的に総合費用率が急増する分を高い水準の積立金の効果で打ち消し、結果的に他制度とほぼかわらない水準の保険料率に抑えられている構造となっており、2100 年度時点における積立金への依存度が非常に大きくなっている。

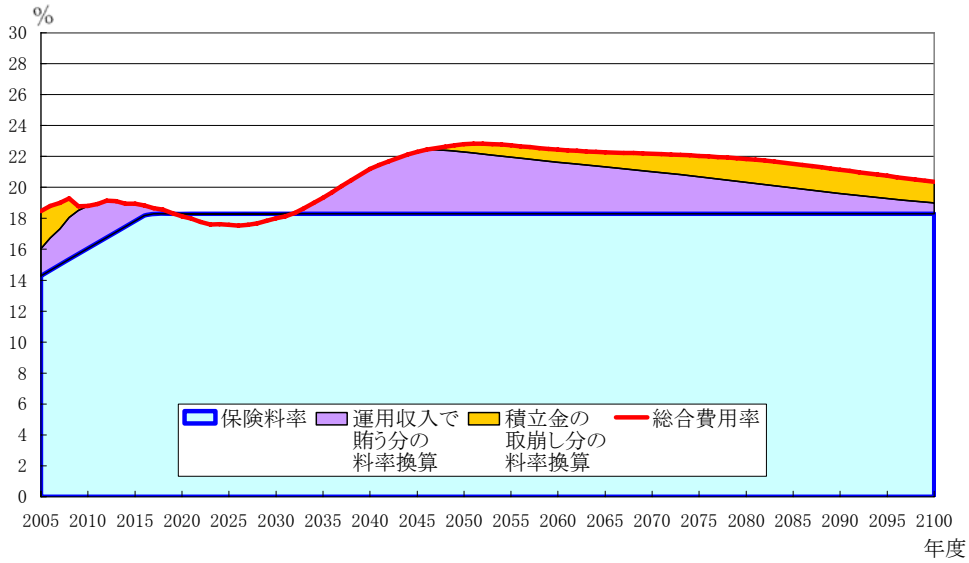
国民年金については総合費用率という概念はないが、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない分（＝総合費用率の分子である「実質的な支出－国庫・公経済負担」）を、標準報酬総額で料率換算するかわりに、保険料に換算した額（以下、「総合費用の保険料換算」という。）を算出^注し、積立金による保険料の軽減効果をみることにする。この総合費用の保険料換算は、積立金及びその運用収入がない場合の賦課保険料に相当する。

注：「実質的な支出－国庫・公経済負担」（名目額）／保険料収入（名目額）×保険料（平成 16 年度価格）として、社会保障審議会年金数理部会において推計した。

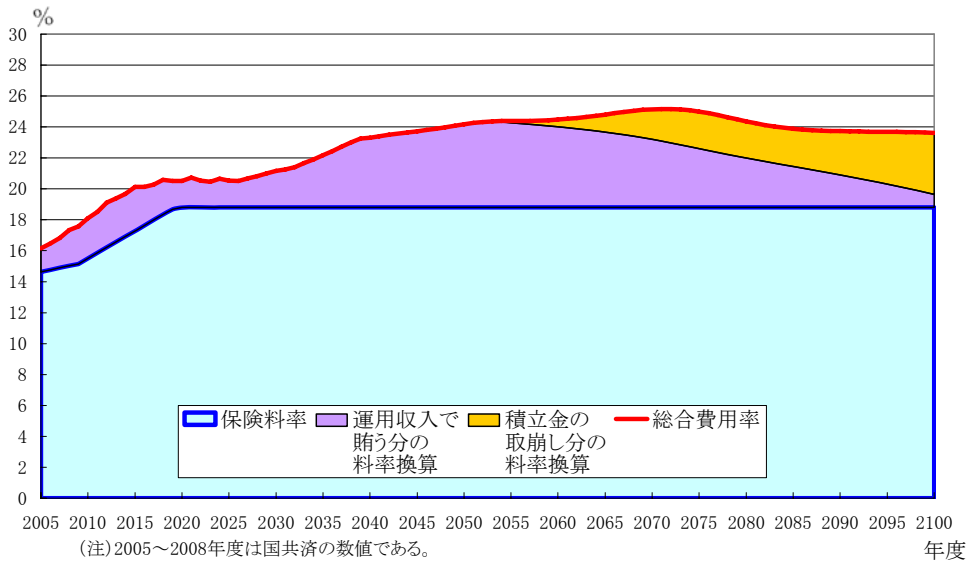
国民年金について、総合費用の保険料換算と保険料（いずれも平成 16 年度価格）の関係をみると（図表 3-4-12）、当初は保険料の水準が総合費用の保険料換算を下回っているが、基礎年金の国庫負担割合が引き上げられる 2009 年度以降は総合費用の保険料換算が低下し、2035 年度頃までは保険料の方が高い状態で推移する。その後は再び保険料の方が低い状態が続き、ピーク時で約 4,180 円の保険料が軽減されている。

(図表 3-4-11) 総合費用率と保険料率の関係

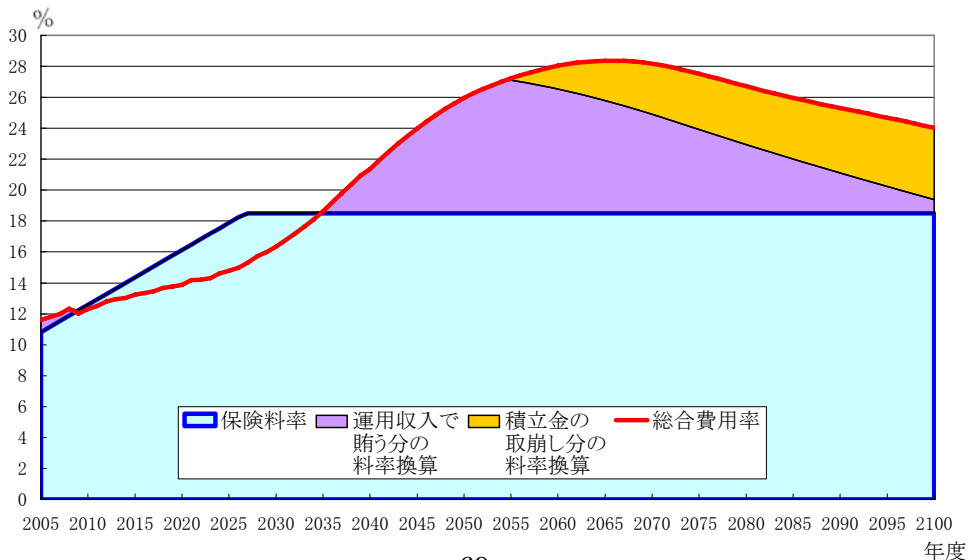
《厚生年金》



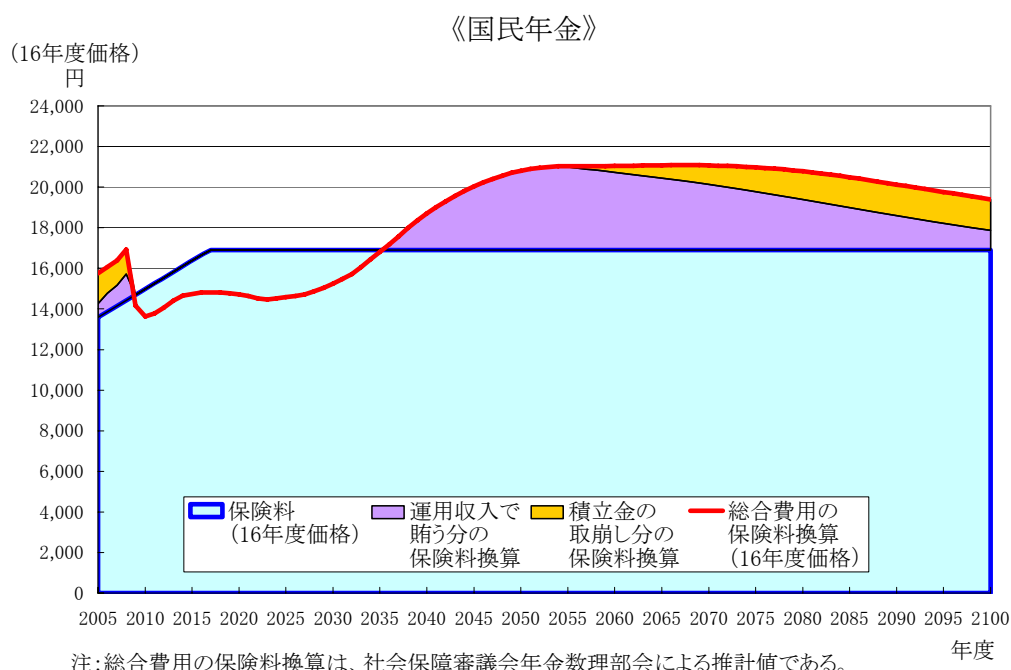
《国共済+地共済・積立度合1》



《私学共済》



(図表 3-4-12) 総合費用の保険料換算と保険料の関係 (平成 16 年度価格)



さて、積立金による保険料率の軽減効果は、視点を変えて逆の方向からみると、積立金及びその運用収入がない場合に追加して必要となる保険料率を意味している。平成 16 年財政再計算で収支の均衡を図っている 2100 年度までの期間においては、上記のように積立金の効果で保険料率を抑えることができているが、仮に、その後の期間において積立金を保有しない(若しくは支払準備金程度にしか保有しない)状況になった場合には、財政運営が完全な賦課方式に移行することになり、何らかの措置を講じない限り、賦課保険料率に相当する総合費用率の水準まで保険料率を引き上げなければ(若しくはその分給付水準を下げなければ)収支の均衡を図れない。その際には、保険料率が総合費用率との差の分だけ上昇する(若しくはその分給付水準が下がる)ことになる。

推計最終年度の 2100 年度時点における各制度の総合費用率と保険料率の差をみると(図表 3-4-13)、厚生年金が 2.1%、国共済+地共済が 4.8%、私学共済が 5.5%、国民年金が 2,496 円(平成 16 年度価格)となっており、現在の積立水準が高い私学共済や国共済+地共済における差が大きくなっている。積立水準が低下する前の比較的早い時期に、財政均衡期間後の収支状況についても考慮に入れた上で、最終的に保有する積立金の規模について検討しておく必要がある。

(図表 3-4-13) 総合費用率と保険料率の比較

年度 (西暦)	厚生年金			国共済+地共済(積立度合1)			私学共済			国民年金		
	総合 費用率	保険料率	①-②	総合 費用率	保険料率	①-②	総合 費用率	保険料率	①-②	総合費用の 保険料換算 (16年度価格)	保険料 (16年度価格)	①-②
	①	②		①	②		①	②		①	②	
2005	18.5	14.288	4.2	16.2	14.638 13.738	1.5 2.4	11.6	10.814	0.8	15,767	13,580	2,187
2010	18.8	16.058	2.7	18.1	15.508	2.6	12.3	12.584	△0.3	13,625	14,980	△1,355
2015	18.9	17.828	1.1	20.1	17.278	2.9	13.2	14.354	△1.1	14,724	16,380	△1,656
2020	18.1	18.3	△0.2	20.5	18.8	1.7	13.9	16.124	△2.3	14,713	16,900	△2,187
2025	17.6	18.3	△0.7	20.5	18.8	1.7	14.8	17.894	△3.1	14,587	16,900	△2,313
2030	18.0	18.3	△0.3	21.2	18.8	2.4	16.4	18.5	△2.1	15,251	16,900	△1,649
2035	19.3	18.3	1.0	22.2	18.8	3.4	18.6	18.5	0.1	16,804	16,900	△96
2040	21.2	18.3	2.9	23.3	18.8	4.5	21.4	18.5	2.9	18,716	16,900	1,816
2045	22.3	18.3	4.0	23.7	18.8	4.9	24.0	18.5	5.5	20,047	16,900	3,147
2050	22.8	18.3	4.5	24.2	18.8	5.4	26.0	18.5	7.5	20,811	16,900	3,911
2055	22.7	18.3	4.4	24.4	18.8	5.6	27.2	18.5	8.7	21,036	16,900	4,136
2060	22.4	18.3	4.1	24.5	18.8	5.7	28.0	18.5	9.5	21,041	16,900	4,141
2065	22.3	18.3	4.0	24.8	18.8	6.0	28.4	18.5	9.9	21,076	16,900	4,176
2070	22.2	18.3	3.9	25.1	18.8	6.3	28.2	18.5	9.7	21,072	16,900	4,172
2075	22.0	18.3	3.7	25.0	18.8	6.2	27.5	18.5	9.0	20,971	16,900	4,071
2080	21.8	18.3	3.5	24.4	18.8	5.6	26.7	18.5	8.2	20,783	16,900	3,883
2085	21.5	18.3	3.2	23.9	18.8	5.1	26.0	18.5	7.5	20,488	16,900	3,588
2090	21.1	18.3	2.8	23.7	18.8	4.9	25.3	18.5	6.8	20,126	16,900	3,226
2095	20.7	18.3	2.4	23.7	18.8	4.9	24.7	18.5	6.2	19,761	16,900	2,861
2100	20.4	18.3	2.1	23.6	18.8	4.8	24.0	18.5	5.5	19,396	16,900	2,496

注1:国民年金の総合費用の保険料換算は、社会保障審議会年金数理部会による推計値である。

注2:国共済+地共済の2005年度の保険料率は、上段が国共済、下段が地共済の数値である。

ここまでみてきたように、今後積立金の水準は低下し、2100年度には現在の水準に比べてかなり低い水準になることが見込まれている。一方で、各制度とも2050年度頃以降、積立金への依存度は大きくなっており、積立金の効果で保険料率をかなり軽減している状態となっている。

こうした中で、厚生年金に比べ保険集団の規模が小さい各共済年金については、規模が小さいことに起因する財政的なリスクを、高い水準の積立金を保有することで補い、財政の安定化を図っているという積立金の役割も、勘案しておく必要がある。年金財政の安定性を確保するという観点からみて、規模が大きい厚生年金に準拠し、各制度一律に「積立度合1」という水準まで積立金を取り崩すことが果たして妥当なものかどうか、今後に向けて改めて検討していく必要があると考える。保有すべき積立金の水準については、その集団の規模や特性に応じた適切な水準を維持することが必要と思われる。

5. 各制度の年金の財源と給付の内訳（平成16年財政再計算）

公的年金制度の年金給付は、将来の保険料収入、国庫・公経済負担及び積立金から得られる財源（積立金の取崩し及び運用収入）などにより賄われることになる。財政再計算においては、これらの収支見通しを作成することにより財政の均衡を図っているが、各制度の財政状況をより詳しく把握するために、各制度の年金の財源と給付の内訳をみる。

図表3-5-2～図表3-5-6は、平成16年財政再計算に基づく各制度の年金の財源と給付の内訳を、運用利回りによる一時金換算、すなわち運用利回りを割引率とした現価で示したものである。また、それらの数値と構成割合をまとめたものが図表3-5-1である。

（国共済+地共済については、積立度合1のケースを示している。）

具体的には、今後95年間（平成16年財政再計算において財政の均衡期間とされた2100年度まで）にわたる毎年度の年金給付の内訳と、それを賄う財源である毎年度の保険料収入、国庫・公経済負担及び積立金から得られる財源とを、すべて現時点（基準時点＝平成16年度末）の額に運用利回りで換算し、それらを積み上げることにより、一時金換算（「現価」）で示している。したがって、年金の財源と給付の内訳がそれぞれ現時点の積立金に換算してどれだけの大きさに相当するかが把握でき、将来の財政状況が集約されたものとなっている。

ここで、給付については、今後支払われることになる将来の給付費を、これまでの保険料拠出に対応する給付（平成16年度以前の過去期間に係る分）と今後の保険料拠出に対応する給付（平成17年度以降の将来期間に係る分）の2つに区分し、さらにそれぞれを基礎年金分（基礎年金拠出金の現価）と2階・3階部分に分けて表示している。また、財源である国庫・公経済負担についても、給付と同様の考え方により、過去期間に係る分と将来期間に係る分に区分している。なお、ここでは2100年度までの財源と給付を対象としているため、財源の中には2100年度時点において保有する積立金（おおむね1年分の給付の現価）分は含まれていない。

厚生年金についてみると（図表3-5-1、3-5-2）、平成16年度末を基準時点とした給付現価は、過去期間に係る分740兆円と将来期間に係る分970兆円の合計1,710兆円である。これを賄う財源は、保険料現価1,200兆円、積立金から得られる財源の現価160兆円、国庫負担現価340兆円であり、給付の7割を保険料で、2割を国庫負担で、残りの約1割を積立金から得られる財源で賄う見込みとなっている。

国共済+地共済では（図表 3-5-1、3-5-3）、給付現価は過去期間に係る分 161.9 兆円と将来期間に係る分 139.7 兆円の合計 301.5 兆円であり、他制度とは異なり、過去期間に係る分の給付現価が将来期間に係る分の給付現価より大きくなっている。一方の財源は、保険料現価 215.5 兆円、積立金から得られる財源の現価 45.4 兆円、国庫・公経済負担の現価 40.7 兆円となっており、保険料で賄う割合は厚生年金より若干大きい程度であるが、国庫・公経済負担で賄う割合は 13.5%と他制度より少なく、その分積立金から得られる財源が 15%程度と大きくなっている。ただし、共済年金の給付現価には職域部分が含まれる一方で、国庫・公経済負担のほとんどは基礎年金拠出金に係る分であるため、共済年金における国庫・公経済負担のウェイトは相対的に小さくなっていることに留意が必要である。

私学共済では（図表 3-5-1、3-5-4）、給付現価は過去期間に係る分 10.5 兆円と将来期間に係る分 16.2 兆円の合計 26.7 兆円であり、これを保険料収入現価 19.6 兆円、積立金から得られる財源の現価 3.1 兆円、国庫負担現価 4.1 兆円で賄っている。給付現価のうち将来期間に係る分が 6 割を占め、他制度に比べ大きくなっているが、これは、今後急速に成熟化し将来分の給付が増大していく状況が反映されたものと考えられる。

国民年金では（図表 3-5-1、3-5-5）、給付現価は過去期間に係る分 120 兆円と将来期間に係る分 160 兆円の合計 280 兆円であり、これを保険料現価 120 兆円、積立金から得られる財源の現価 10 兆円、国庫負担現価 150 兆円で賄っている。国民年金の給付現価はほとんどが基礎年金分（基礎年金拠出金分）であるため、基礎年金の国庫負担割合を反映して国庫負担で賄う分が 5 割以上を占め、残りの部分は、保険料が 4 割強、積立金から得られる財源が 5%弱となっている。

基礎年金については（図表 3-5-6）、給付現価 1,050 兆円のすべてを各制度からの基礎年金拠出金による収入の現価で賄う形となっており、その約半分の 520 兆円が保険料等負担相当分、残りの 530 兆円が国庫・公経済負担相当分となっている。

(図表 3-5-1)

財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)の比較

(単位:兆円)

		厚生年金	国共済+地共済 (積立度合1)	私学共済	国民年金
財 源	合 計	1,710	301.5	26.7	280
	保 険 料	1,200	215.5	19.6	120
	積立金から得られる財源	160	45.4	3.1	10
	国庫・公経済負担 計	340	40.7	4.1	150
	過去期間に係る分	150	18.7	1.8	60
	将来期間に係る分	190	22.0	2.3	80
給 付	合 計	1,710	301.5	26.7	280
	過去期間に係る分 計	740	161.9	10.5	120
	2階・3階部分	430	123.0	6.8	
	基礎年金分	310	38.8	3.8	
	将来期間に係る分 計	970	139.7	16.2	160
	2階・3階部分	600	95.7	11.7	
	基礎年金分	370	44.0	4.5	

注1) 今後95年間(2100年度まで)にわたる年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの(運用利回りを割引率とした現価)である。

注2) 基準時点は平成16年度末である。(過去期間に係る分は平成16年度以前分、将来期間に係る分は、平成17年度以降分である。)

注3) 基礎年金交付金及び追加費用により賄われる給付費を除いて算出している。また、公務上の給付に係る分は含んでいない。

注4) 厚生年金の「2階・3階部分」欄は、2階部分である。

財源と給付の内訳(運用利回りによる換算)の構成割合の比較

(単位:%)

		厚生年金	国共済+地共済 (積立度合1)	私学共済	国民年金
財 源	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0
	保 険 料	70.5	71.5	73.2	43.5
	積立金から得られる財源	9.5	15.1	11.4	3.6
	国庫・公経済負担 計	20.0	13.5	15.3	53.0
	過去期間に係る分	9.0	6.2	6.8	22.6
	将来期間に係る分	10.9	7.3	8.5	30.4
給 付	合 計	100.0	100.0	100.0	100.0
	過去期間に係る分 計	43.2	53.7	39.3	43.7
	2階・3階部分	25.1	40.8	25.2	
	基礎年金分	18.1	12.9	14.1	
	将来期間に係る分 計	56.8	46.3	60.7	56.3
	2階・3階部分	35.2	31.7	43.7	
	基礎年金分	21.6	14.6	17.0	

注1) 今後95年間(2100年度まで)にわたる年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの(運用利回りを割引率とした現価)の構成割合である。

注2) 基準時点は平成16年度末である。(過去期間に係る分は平成16年度以前分、将来期間に係る分は、平成17年度以降分である。)

注3) 基礎年金交付金及び追加費用により賄われる給付費を除いて算出している。また、公務上の給付に係る分は含んでいない。

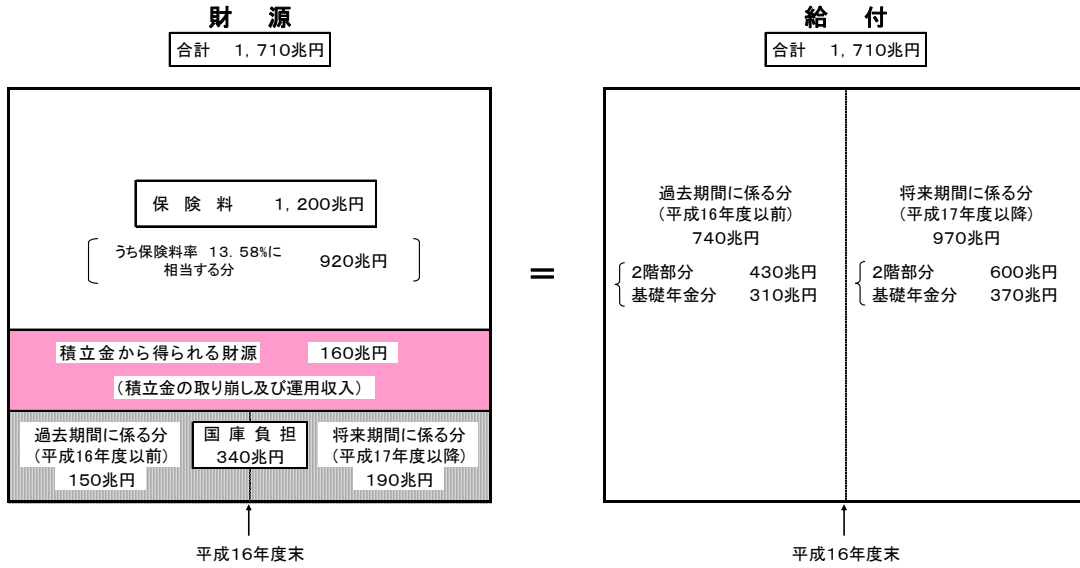
注4) 厚生年金の「2階・3階部分」欄は、2階部分である。

(図表 3-5-2)

厚生年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる厚生年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



注1) 長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は、賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%、運用利回り3.2%としている。

注2) 基礎年金交付金により賄われる給付費を除いて算出している。

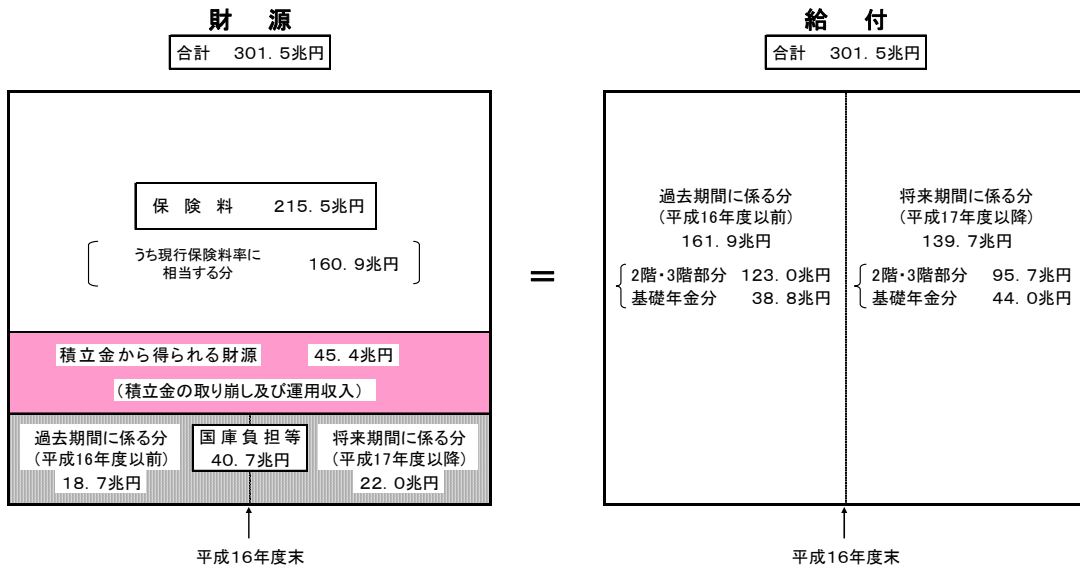
注3) 厚生年金に係る積立金は平成16(2004)年度末現在約170兆円(厚生年金基金の代行部分に係るものを含む)であるが、図においては2100年度時点において1年分の給付費の現価に相当する10兆円を除いて表示している。

(図表 3-5-3)

共済年金(国共済+地共済)の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる共済年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



注1) 平成16年10月より、国共済と地共済は財政単位の一元化が図られており、平成16年財政再計算もこれを前提として行われている。

注2) 長期的な(平成21(2009)年度~)経済前提は、賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%、運用利回り3.2%としている。

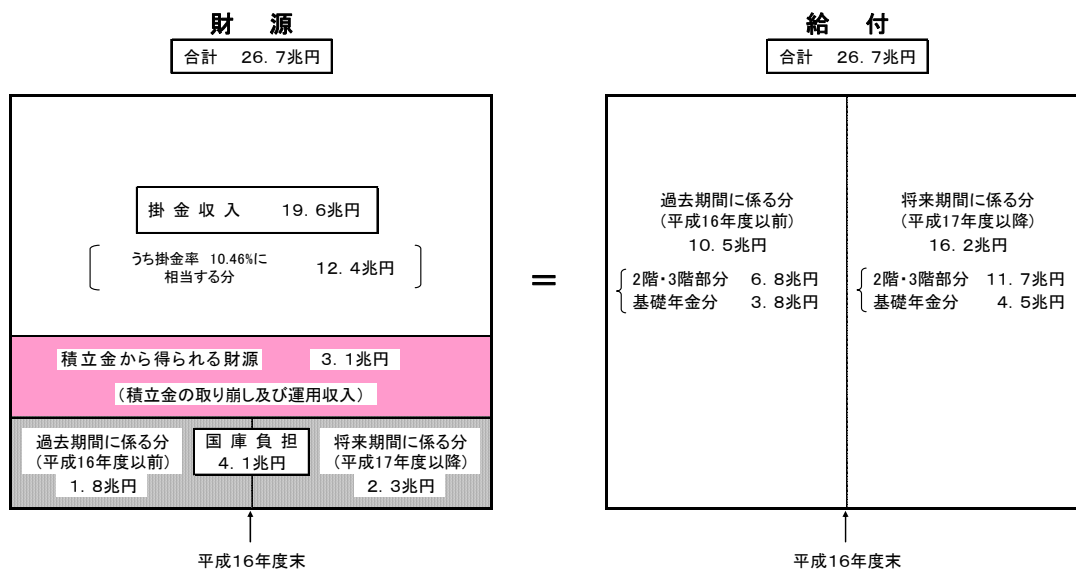
注3) 追加費用及び基礎年金交付金により賄われる給付費を除いて算出している。

注4) 有限均衡期間の最終年度の積立度合が1のケースとしている。

注5) 現行保険料率は、国共済 14.38%、地共済13.03%である。

(図表 3-5-4) 共済年金(私学共済)の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)
— 平成16年財政再計算 —

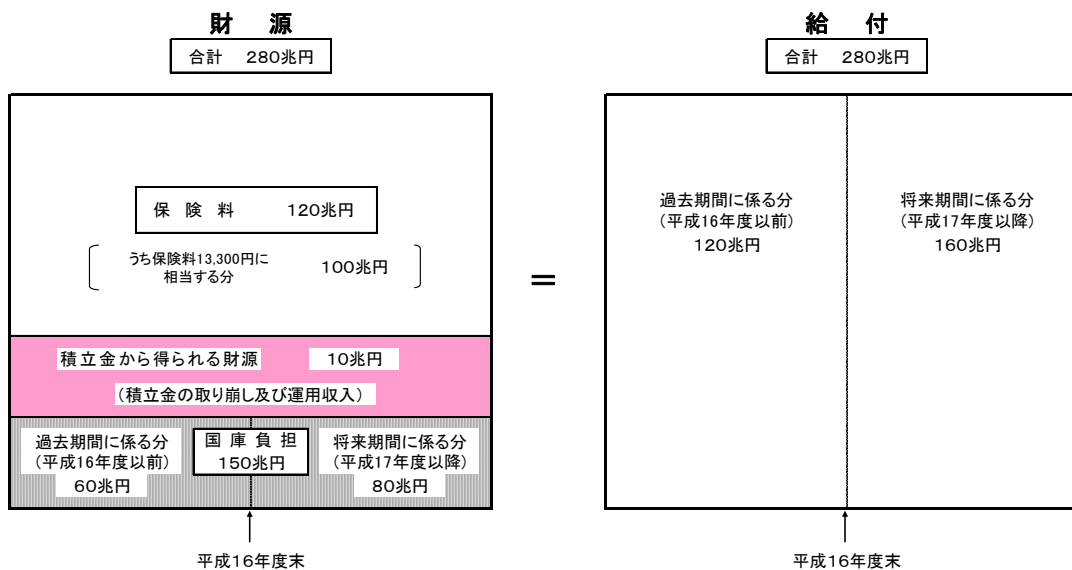
今後、95年間(2100年度まで)にわたる共済年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は、賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%、運用利回り3.2%としている。
注2) 基礎年金交付金により賄われる給付費を除いて算出している。

(図表 3-5-5) 国民年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)
— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる国民年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



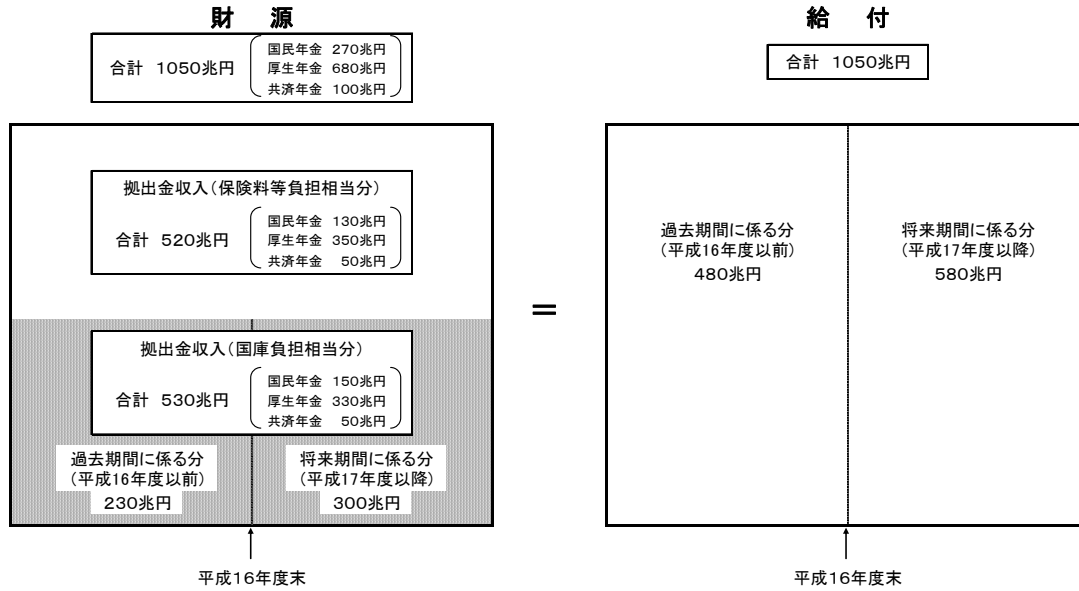
(注1) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は、賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%、運用利回り3.2%としている。
(注2) 基礎年金交付金により賄われる給付費を除いて算出している。
(注3) 国民年金に係る積立金は平成16(2004)年度末現在約11兆円であるが、図においては2100年度時点において1年分の給付費の現価に相当する約1兆円を除いて表示している。

(図表 3-5-6)

基礎年金の財源と給付の内訳 (運用利回りによる換算)

— 平成16年財政再計算 —

今後、95年間(2100年度まで)にわたる基礎年金の財源と給付の内訳を運用利回りで現在(平成16年度)の価格に換算して一時金で表示したもの



(注) 長期的な(平成21(2009)年度～)経済前提は、賃金上昇率2.1%、物価上昇率1.0%、運用利回り3.2%としている。